

## II 金融危機後の貿易制限的措置と通商分野の規律の必要性

### 1. WTOと金融危機後の主要国の貿易制限的措置

#### (1) 政治経済情勢を原因としてドーハラウンドは停滞

世界のリーダー達（G8+新興5カ国〈ブラジル、中国、インド、メキシコ、南アフリカ共和国〉）は2009年7月のG8ラクイラ・サミットで新たな決意を表明した。その決意とは、「2010年にドーハ開発ラウンド（以下、ドーハラウンド）の野心的で均衡のとれた妥結を追求」することである。

だが、これまでのドーハラウンド妥結への道のりは決して平坦なものではなかった。2001年11月に交渉が開始されて以来、さまざまな紆余曲折を経ながら、各国・地域は関税や補助金の削減方式（モダリティ）の確立に向けて交渉に取り組んできた。2008年7月にジュネーブで開かれた非公式閣僚会合（以下、7月会合）では、それまでドーハラウンド合意のための最大の鍵とされていた農業補助金や非農産品市場アクセス（NAMA）の鉱工業品関税削減の議論で意見の収れんがみられた。しかし、農業の特別セーフガードメカニズム（SSM、途上国に適用される、農産品輸入急増の際に一時的に発動可能となる緊急輸入制限措置）やNAMAの「分野別関税撤廃・

表II-1 ドーハラウンドの主要交渉分野と論点  
（ワセチャ非農産品市場アクセス（NAMA）交渉議長テキスト、ファルコナー前農業交渉議長テキスト、2008年12月公表）

分野		論点
非農産品市場アクセス（NAMA）	一般品目：スイス・フォーミュラ係数*1	○先進国は係数「8」。例外品目なし。削減期間はDDA発効翌年1月から均等削減により5年間。 ○途上国は係数「20」、「22」、「25」のいずれかを選択。係数「20」を選択した場合、鉱工業品目全体の14%を上限として例外品目に分類可能。例外品目の削減率は一般品目の半分以上。ただし、それらの品目が鉱工業品貿易量の16%を超えないことが条件。もしくは鉱工業品目全体の6.5%を削減対象から除外。ただし、それらの品目が鉱工業品貿易量の7.5%を超えないことが条件。係数「22」を選択した場合、鉱工業品目全体の10%を上限として例外品目に分類可能。例外品目の削減率は一般品目の半分以上。もしくは鉱工業品目全体の5%を削減対象から除外。係数「25」を選択した場合は例外品目なし。削減期間はドーハラウンド発効の翌年1月から均等削減により10年間。
	分野別関税撤廃・調和（セクター）	○以下の分野における関税撤廃・大幅削減を目指す。①自動車、②産業機械、③化学、④水産品、⑤林産品、⑥宝石および宝飾品、⑦玩具、⑧電気電子、⑨医薬品および医療機器、⑩自転車、⑪手工具、⑫スポーツ用品、⑬繊維および履物、⑭基礎材料。 ○参加は非義務的（non-mandatory）。
農業	市場アクセス（関税削減）	一般品目：四階層の関税削減 ○先進国は現行譲許税率を四階層に分けたうち、最高階層である75%以上の品目について70%削減。四階層全体では54%削減。6回の均等削減。 ○途上国は現行譲許税率を四階層に分けたうち、最高階層である130%以上の関税について、先進国削減率の2/3削減。四階層全体では36%削減。11回の均等削減。
	重要品目*2	○先進国は農産品目の4%を重要品目に分類可能。ただし最高階層に属する品目が全体の30%以上を占める等の場合、6%を重要品目に分類可能*3。 ○途上国は上記4~6%に1/3上乗せした品目数を重要品目に分類可能。
	特別品目（SP）	○途上国は重要品目に加え、品目全体の12%をSPに分類可能。SP対象品目は平均11%の関税削減義務。そのうち5%までは削減対象外とすることが可能。
	特別セーフガードメカニズム（SSM）	○途上国に限りSSM発動可能。 ○発動要件は輸入量あるいは価格が以下の場合。輸入量が直近3年平均の110%~115%となれば、現行譲許税率に25%あるいは25パーセントポイントの高い方を限度として実行税率に上乗せ可能。輸入量が直近3年平均の115%~135%となれば、現行譲許税率の40%あるいは40パーセントポイントの高い方を限度として実行税率に上乗せ可能。輸入量が直近3年平均の135%を超えれば、現行譲許税率の50%あるいは50パーセントポイントの高い方を限度として実行税率に上乗せ可能。ただし、これらの輸入が国内生産・消費と比して無視できる水準である場合は発動できない。 ○輸入価格（c.i.f）が直近3年のMFN輸入月次平均価格の85%（発動基準価格）以下に下落した場合、その途上国の過去1年間の通貨が国際通貨と比して10%の下落が認められれば発動可能。上乗せ税率は当該輸入価格と発動基準価格の差の85%を上限とする。
国内支持（補助金削減）	貿易歪曲的補助金（OTDS）*4 ○95~2000年の平均OTDS額から、EUは80%、日本は75%、米国は70%削減。その他先進国については55%削減*5。削減期間は日米EUが発効と同時に1/3削減、その他先進国が発効と同時に25%削減、その後5回の均等削減。 ○途上国は先進国の2/3削減。削減期間は発効と同時に20%削減、その後8回の均等削減。	

[注] \*1 一般関税削減のための数式を指す。係数が低いほど最終的な関税水準が低くなる。全ての一般品目を係数以下に下げる義務あり。  
\*2 一般品目の関税削減から例外扱いされる品目。重要品目に分類された品目は関税割当の対象となる。  
\*3 日本とカナダはこの案に反対を表明。日本は8%を主張。  
\*4 「黄」の政策（貿易歪曲的な効果をもつ補助金）、「青」の政策（「黄」の政策よりは貿易歪曲的な効果をもたない補助金）、デミニミス（小額な「黄」の政策）の合計。  
\*5 金額に換算すると、EUの場合約346億ドル、米国は約144.6億ドルが上限となる。

[資料] WTO事務局資料、WTO Reporter (BNA)、World Trade Online (Inside Washington Publishers)、その他各紙から作成。

調和（セクトラル、自動車・自動車部品、化学品など特定の分野での関税の撤廃・大幅な削減）」の議論をめぐる米国とインド、中国の対立が解消できず、結局決裂に終わった。その後、12月に予定されていた非公式閣僚会合は、事務レベルでの交渉が進展を見せない中、開催されずに終わった。

世界的な政治経済情勢の変化が各国・地域の交渉ポジションの重石になっている。ドーハラウンド合意の鍵を握る米国では2009年1月にオバマ政権、民主党主導議会在誕生した。2010年中の妥結を目指すといったカーク米国通商代表のコメントなど、オバマ政権はドーハラウンドへのコミットメントを表明している。しかし、米国は当面の間は国内経済の再建に追われると考えられ、ドーハラウンドを含む通商政策は後回しにされる可能性が高い。

7月会合で米国と対立したインドでは、2009年5月の下院総選挙の結果、与党国民会議派が勝利した。ドーハラウンドへの継続的な取り組みが期待されるが、国内では不況に苦しむ企業から貿易救済措置、輸入許可制度など輸入制限的措置導入の要望が高まっており、ラウンド交渉へ逆風が吹いている状況である。

世界経済や政治情勢の変化は、農業関税や補助金削減といった重要な議論など、政治的決定が必要な場面で足かせとなる可能性が高い。2009年11月30日から12月3日にかけて閣僚会合開催（ジュネーブ）が予定されている。しかし、会合で閣僚による実質的な交渉がどれだけ進むかは不透明である。

ただ、交渉が全く動かないかといえばそうではない。各国・地域は事務レベル交渉を進め、技術的論点を詰めていくと考えられる。事務レベル交渉の進展は、各交渉議長が議論の現状を踏まえて自身の見解をまとめた「議長テキスト」の改善につながる。交渉団はこれを土台として次のステップへと進む（表Ⅱ-1）。国内に大きな影響を及ぼす重要な議論には政治的決定が必要であるが、それが望めない中、当面の間は地道に事務レベル交渉を進めることになる予想される。

世界貿易はWTOを軸に発展してきたとって過言ではない。ドーハラウンド妥結による貿易の一層の自由化、貿易ルールの確立が求められる。

## (2) 金融危機後、一部の国で貿易制限的措置を導入

### ■相次ぐ貿易制限的措置とWTOを中心とした監視体制

不況下では、企業経営の悪化に伴い、競争する輸入製品に対する警戒感が高まる。業界は政府に対して輸入制限的措置を採るよう要望し、業界の声に政府や議会も

反応する。こうして、各国・地域では貿易制限的な措置を採用しようとする圧力が高まりやすい。

各国・地域で貿易制限的な措置が導入されれば、他国・地域は追随、場合によっては報復的な措置を導入し、世界に広がっていくことが懸念される。特に最大の経済大国であり、これまで四半世紀にわたり自由貿易を牽引してきた米国が貿易制限的な措置を採れば、各国・地域に及ぼす影響は大きい。

実際、2008年10月の金融危機以降、一部の国・地域では貿易制限的な措置が導入されている（表Ⅱ-2）。米国は破綻したゼネラルモーターズ（GM）やクライスラーへの金融支援を実施したほか、2009年2月に成立した「2009年米国再生・再投資法（Recovery and Reinvestment Act of 2009, 以下、景気対策法）」に国産品優遇を基本としたバイアメリカン条項を盛り込んだ。米国のバイアメリカン条項に続いて、「バイインドネシア」や「バイビクトリアン」（オーストラリア・ビクトリア州）導入の動きもみられている。ドイツ、フランス、英国など欧州諸国は次々と自動車産業救済策を発表している。インド、インドネシア、アルゼンチンは輸入に対して許可制度を導入した。ロシア、ウクライナ、エクアドルでは自動車、電化製品、鉄鋼、機械類など広範な品目で輸入関税が引き上げられた。

各国・地域での貿易制限的措置導入の動きに対し、WTOは2008年10月にタスクフォースを設置し、これら措置の監視・対策を開始した。2009年1月には加盟国・地域に監視結果を報告、同年2月に非公式に開催された貿易政策検討組織（TPRB）の会合では、多くの国からWTOの取り組みへの支持が得られた。その後、同年4月のTPRB会合で同報告書が3カ月ごとに公表されることが加盟国により了承されている。

このWTOの取り組みに日本政府も協力している。基本的には、経済産業省が関係省庁等と協力し、措置の動向に関する情報を取りまとめ、WTOへ報告している。ジェットロも海外71カ所の事務所ネットワークを活用しつつ、貿易制限的措置につき監視を続け、日本政府へ報告している。

以下では、金融危機以降に各国・地域で採用された主要な貿易制限的な措置を見ていく。

### ■一部新興国でみられた関税引き上げ

金融危機後、一部の国・地域では、関税の引き上げ措置がとられている。ロシア、ウクライナ、エクアドルでは、数多くの品目で、インド、トルコ、ベトナム、EU、ブラジルなどでも鉄鋼製品や農産品などの特定分野で関税引き上げがみられた。

ロシアでは、2008年11月以降、断続的に関税の引き上

表II-2 金融危機後の各国・地域における主要な貿易制限的措置

措置	関連する主たるWTO協定	国・地域	概要	導入時期	根拠
一般関税引き上げ	(関税及び貿易に関する一般協定)	ロシア	○車体、自動車類、食肉、コンパイン、鉄鋼製品、テレビで関税引き上げを実施。 ○関税引き上げ期間はそれぞれ9カ月もしくは1年間。 ○例えば、乗用車（ガソリンエンジン）は、車齢3年未満は25%またはシリンダー容積1立法センチ当たり1.2~2.35ユーロを下回らない額（一部例外を除く）から、30%または同1.2~2.8ユーロを下回らない額へ引き上げ、薄型テレビは10%から15%へ引き上げ。	2008年11月14日、 2009年1月1日、 2009年1月12日、 2009年2月14日、 2009年4月4日、 2009年5月7日	2008年10月10日付連邦政府決定第745号、2008年12月5日付連邦政府決定第903号、2009年12月8日付連邦政府決定第918号、2009年1月9日付連邦政府決定第9号、2009年1月9日付連邦政府決定第12号、2009年2月26日付連邦政府決定第174号、2009年3月31日付連邦政府決定第273号
		インド	○一部鉄鋼製品の基本関税率を無税から5%へ、大豆油の基本関税率を無税から20%へ引き上げ。	2008年11月18日	2008年11月18日付け財務省通達No.122
		トルコ	○熱間フラットロール（5%から13%）、冷間フラットロール（6%から14%）など一部鉄鋼製品の関税引き上げ。	2009年1月	2008年12月31日付官報No..27097
		ベトナム	○新聞用紙、筆記用具、乳製品、食肉、鉄鋼半製品・フラットロール製品・棒鋼・鉄線類、精製銅・銅合金、合金鋼棒などの関税を断続的に引き上げ。	2009年2月16日、 2009年3月9日、 2009年3月20日、 2009年4月1日、 2009年4月8日、 2009年4月15日	2009年2月10日付財務省回覧No.28/2009/QD-BTC、2009年3月3日付財務省回覧No.39/2009/TT-BTC、2009年3月17日付財務省回覧No.52/2009/TT-BTC、2009年3月25日付財務省回覧No.58/2009/TT-BTC、2009年4月3日付け財務省回覧No.67/2009/TT-BTC、2009年4月13日付け財務省回覧No.75/2009/TT-BTC
		ウクライナ	○2009年3月7日から非重要品目に位置付けられた品目に対して、最大13%までの追加関税を賦課。 ○2009年5月18日、冷蔵庫（HS8418）と乗用車（HS87031）を除いて、追加関税を撤回すると通告。	2009年3月7日	2009年2月4日付ウクライナ法第924-VI号
		エクアドル	○対外収支悪化を理由として1年間輸入関税の引き上げと輸入割当制度を導入。 ○アンデス共同体（CAN）からの輸入に対しても適用。 ○対象製品は農産品、食料品、石鹸類、皮革類、紙・パルプ類、繊維・アパレル類、陶磁器類、ガラス類、鉄・銅・アルミニウム製品、車金属製品、機械類、電化製品、サングラスなど眼鏡類、写真機・映写機、時計類、楽器類、家具類など広範囲にわたる。	2009年1月23日から順次施行	2008年11月26日付外国貿易投資審議会決議No.458、2009年1月19日付外国貿易投資審議会決議No.466、2009年1月30日付外国貿易投資審議会決議No.468、2009年2月12日付外国貿易投資審議会決議No.469、2009年2月19日付外国貿易投資審議会決議No.470、2009年3月6日付外国貿易投資審議会決議No.477、2009年3月6日付外国貿易投資審議会決議No.478、2009年3月18日付外国貿易投資審議会決議No.480、2009年4月1日付外国貿易投資審議会決議No.481、2009年4月7日付外国貿易投資審議会決議No.482、2009年4月30日付外国貿易投資審議会決議No.484
		EU	○暫定的に撤廃されていた穀物関税を再導入。 ○中低質小麦が12ユーロ/トン、大麦が16ユーロ/トン、アワ・キビが7ユーロ/トン、モルト用大麦が8ユーロ/トンなどに変更。	2008年10月26日	2008年10月22日付欧州委員会規則No.1039/2008（EU官報L280号2008年10月23日付）
ブラジル	○熱間圧延鋼板、冷間圧延ロールなど鉄鋼製品7品目の関税を無税から最大14%まで引き上げ。	2009年6月5日	2009年6月5日付け貿易審議会決定No.28		
基準・認証	TBT（貿易の技術的障害に関する協定）	マレーシア	○棒鋼、ステンレス鋼などの鉄鋼57品目に対して、強制規格を導入。	2008年11月15日	2008年関税（輸入禁止）令改正No.5、2008年関税（輸入禁止）令改正No.5に関するガイドライン（WTO）Permanent Delegation of Malaysia to the WTO
		インド	○2008年9月12日から鉄製ワイヤや棒鋼など鉄鋼製品6品目に対してインド工業規格（BIS：Bureau of Indian Standards）適合を義務化（強制規格化）。 ○2009年2月12日から電磁鋼、ブリキ、一部鋼板類など11品目について強制規格を導入する予定であったが、2009年2月10日に1年の延期とともに、3品目の除外を発表（延期対象は8品目）。	6品目：2008年9月12日 8品目：2009年2月12日施行を1年延期	2008年9月9日付官報、2009年2月10日付官報
		インド	○中国製玩具（HS番号9501、9502、9503）の輸入を6カ月間禁止する通達を発表。 ○2009年3月、米国材料試験協会（ASTM）や国際標準化機構（ISO）の規格を満たしていること等を条件に、中国製玩具の輸入を認める内容に緩和。	2009年1月23日 2009年3月2日に改正	2009年1月23日付け商工省通達No.82、2009年3月2日付け商工省通達No.91
		インドネシア	○熱間圧延鋼板、亜鉛、アルミ合金メッキ鋼板、鋼帯を対象にインドネシア国家規格（SNI）の適合を義務化（強制規格化）。	2009年5月6日 2009年7月6日 2009年9月27日施行予定	2009年1月6日付工業大臣令No.01/M-IND/PER/1/2009、2009年1月6日付工業大臣令No.02/M-IND/PER/1/2009、2009年3月16日付工業大臣令No.32/M-IND/PER/3/2009、2009年3月27日付工業大臣令No.36/M-IND/PER/3/2009、2009年3月27日付工業大臣令No.37/M-IND/PER/3/2009、2009年3月27日付工業大臣令No.38/M-IND/PER/3/2009、2009年3月27日付工業大臣令No.39/M-IND/PER/3/2009

措置	関連する主たるWTO協定	国・地域	概要	導入時期	根拠
基準・認証	TBT (貿易の技術的障害に関する協定)	エクアドル	○工業競争力省はセメント類、軽油、マッチ、タイヤ、衣類、ガラス類、鉄鋼製品、アルミニウム、冷蔵庫、電化製品、トラクター、自動車、自動車部品などの製品を強制規格、国際任意規格の対象とし、輸入に際し証明書提示を義務付けた。 ○2009年3月15日より、ISO9001を取得している企業については自己宣言による認証適合証明を許可する経過措置がとられている。	2009年2月2日	2008年12月1日付 工業競争力省国家品質会議決定No.001-2008, No.002-2008, 2008年12月18日付 工業競争力省国家品質会議決定No.003-2008, 2009年2月2日付 工業競争力省国家品質会議決定No.007-2009
		タイ	○タイ工業標準局 (TISI) による製品規格の取得・更新手続きが強化。	2009年5月1日	2009年3月4日付タイ工業品規格局公布 TISI-R-PC-01
		韓国	○リチウム2次電池を「品質経営および工業製品安全管理法」による「自主安全確認対象工業品」に指定。製品の出荷、通関前に指定された安全確認試験・検査機関で、安全基準に関する認証を取得しなければならない。	2009年7月1日	技術標準院告示第2008-1019号
輸入許可制度	輸入許可手続に関する協定	インド	○鉄鋼製品や自動車部品 (ギヤボックス、バンパーなど) を、輸入自由品目から輸入制限品目に移行。対象品目の輸入には、政府からのライセンス取得が義務付けられる。	2008年11月21日、11月24日施行	商工省通達No.63 (RE-2008) /2004-2009, 商工省通達No.64 (RE-2008) /2004-2009
		インドネシア	○フラットロール、形鋼など鉄鋼製品202品目を対象として、輸入業者登録、定期的な輸入実績に関する報告、積荷港での船積み前検査を義務化。2009年2月18日から2010年12月31日まで施行。 ○輸入業者登録制度：電気、既製品、子供用玩具、履物、食品・飲料といった品目を対象として、輸入業者登録を義務化し、定期的な輸入実績に関する報告書の提出を求めるもの。2008年12月15日から2010年12月31日まで施行。また、利用できる輸入地を5港と国際空港に限定。	2008年2月18日 (鉄鋼製品に対する輸入業者登録制度) 2008年12月15日 (輸入業者登録制度)	商業大臣規定No.08, 金属・機会・繊維・その他の産業総局長規定No.04, (鉄鋼製品に対する輸入業者登録制度) 商業大臣規定No.44, No.56, 商業省外国貿易総局長規定No.14 (輸入業者登録制度) 商工省通達No.63, No.64
		アルゼンチン	○鉄鋼製管用継手、エレベーター、鍛造機など機械類、織物、繊維、自動車用タイヤ、ナイフ、コンバイン、ディスク、トラクター、家具、ファスナーなどの品目に対して非自動輸入許可制度を導入。	2008年11月30日施行 (588・589/2008) 2009年1月21日施行 (26/2009) 2009年3月26日施行 (61/2009)	経済生産省決議588/2008, 同589/2008 生産省決議26/2009, 同61/2009
		米国	○「2009年回復・再投資法 (Recovery and Reinvestment Act of 2009)」に公共事業など政府調達に米国産使用を義務付けるバイアメリカン条項 (第16条一般規定) を導入。ただし、(1) 米国産品を使うことが公共の利益に反する場合、(2) 国内での十分かつ合理的な「量」、要件を満たす「質」が確保できない場合、(3) 米国産品を使用するとコストが25%以上割高になる場合は例外。「国際条約の下での米国の義務に整合的な形で適用されなければならない」との文言あり。	2009年2月17日	回復・再投資法 Title XVI, General Provisions, "Buy American"
政府調達	政府調達に関する協定	インドネシア	○各政府機関の政府調達における国産品・サービス優遇措置を2009年5月12日に制定、施行は3カ月後の8月を予定。現地調達率が一定以上の産品・サービスについて外国産品・サービスに比して価格特恵を与えるという内容。 ○政府の公共工事を請け負う建設サービスに関しても国内企業を優先。	2009年5月12日制定	政府の物品/サービス調達における国産品使用指針に関する工業大臣規定 (No.49/M-IND/PER/5/2009)
		オーストラリア	○ビクトリア州は政府調達において地場中小企業を優遇する「ビクトリア産業参加政策 (VIPP)」(2001年4月発効) を強化。メルボルン市では300万オーストラリア・ドル (豪ドル) 以上、その他政府では100万豪ドル以上のプロジェクトが対象。 ○2億5,000万豪ドル以上のプロジェクトは「戦略プロジェクト (Strategic Project)」と呼ばれ、通常のローカルコンテンツ要求に加えてさらに地場企業を優遇。	2009年7月1日以降の入札に適用	ビクトリア州イノベーション産業地域開発局ウェブサイト
		オーストラリア	○ニューサウスウェールズ州は州の政府調達ガイドラインを改定、政府調達におけるオーストラリア (及びニュージーランド) 企業への優遇政策を発表。400万豪ドルを超える入札については、産業参入計画 (Industry Participation Plan (IPP)) の提出が求められ、入札評価の際にこの計画に対して最低6%の加重評価が与えられる。	2009年6月発表。	2009年6月16日付けニューサウスウェールズ州政府調達：ローカル・ジョブ・ファースト計画。
消費者向け補助金	GATT (関税及び貿易に関する一般協定)	マレーシア	○車齢10年以上の車を、プロトン、プロデュア車に買い替える場合に限って、政府が5,000リンギを支給。	2009年3月10日発表	2009年3月10日付け補正予算案

〔資料〕各国政府資料、WTO、世界銀行、「2009年版不正貿易報告書」(経済産業省) から作成。

げが行われている。これまで関税が引き上げられた品目は、車体、自動車、食肉、コンバイン、鉄鋼製品、テレビである。車体は、関税が一律15%であったものが、15%または1車体当たり5,000ユーロのいずれか高い方が適用されることとなった。この他、自動車関連では乗用車(ガソリンエンジン)に対する関税が、車齢3年未満については25%またはシリンダー容積1立方センチ当たり1.2~2.35ユーロを下回らない額(一部例外を除く)から、

30%または同1.2~2.8ユーロを下回らない額へ、車齢3~5年については25%または同0.45~1ユーロを下回らない額から、35%または同1.2~2.8ユーロを下回らない額へ引き上げられている。鉄鋼製品では、鋼管、パイプ類などで引き上げられ、薄型テレビも10%から15%へ引き上げられている。これらの関税措置の施行期間はそれぞれ9カ月もしくは1年間となっている。

ウクライナでも、食品類や鉄鋼製品、繊維製品、自動

車、ポンプなど広範にわたる品目で、2009年3月7日から最大13%の追加関税が賦課された。ウクライナ政府は、GATT第18条で規定されている国際収支擁護のための措置と説明している。しかし、2009年5月18日に、ウクライナ政府は、冷蔵庫と乗用車を除いて、追加関税を撤回するとWTOに通告した。しかし、報道ベースでは、ウクライナは一部東欧諸国や中央アジアの国からの輸入には追加関税を課税していないとして、差別的であると批判されている。

エクアドルでは、2009年1月以降、1年間に限り、広範囲にわたる品目で輸入関税の引き上げを行っている。エクアドルもウクライナ同様に国際収支擁護のための措置を理由としている。

品目別では、鉄鋼製品の関税引き上げを行う国が目立っている点が特徴的である。鉄鋼製品の関税を引き上げた国は前述のロシア、ウクライナ、エクアドルに加えて、インド、トルコ、ベトナム、ブラジルなどである。インドは一部鉄鋼製品の関税を2008年11月に無税から5%へ、トルコは2009年1月に一部鉄鋼製品の関税を引き上げ（熱間フラットロール〈5%から13%へ〉、冷間フラットロール〈6%から14%へ〉など）、ベトナムは2009年4月に鉄鋼半製品・フラットロール製品・棒鋼・鉄線・鉄鋼管類をそれぞれ数%引き上げている。エクアドルでは、棒鋼、鉄鋼ばねなどの関税を5%引き上げ、ブラジルは2009年6月に熱間圧延鋼板、冷間圧延ロールなど鉄鋼製品7品目の関税を無税から最大14%まで引き上げた。

鉄鋼製品の他、インドは大豆油、ベトナムは紙類などの関税を引き上げている。この他、EUでは2008年1月から無税化していた穀物の輸入に対して、2008年10月から関税を再導入している。

関税引き上げの中には、2008年前半まで続いた一次産品価格の高騰から、インフレ対策として引き下げていたものを、金融危機後の一次産品価格の下落とともに引き上げたものも含まれている。

関税を規律するWTOのGATT上で、加盟国は品目ごとに関税率の上限を約束する形式をとっている。GATT上で加盟国が約束した上限税率は譲許税率 (bound rate) と呼ばれる。一方、加盟国が実際に適用している関税率は、実行税率 (applied rate) と呼ばれる。95年にWTOが設立されて以降、加盟国が自主的に実行税率を引き下げている場合があるため、多くの国で実行税率と譲許税率に乖離がみられる。GATTでは、実行税率を譲許税率以上に引き上げた場合はGATT違反となるものの、譲許税率まで実行税率を引き上げることは許容される。ロシアについては、WTOに加盟していないため、譲許税率

にも拘束されることなく課税することが可能である。もちろん、こうした措置は世界貿易に悪影響を与えるものであり、WTO整合的であるか否かを問わず、本来回避すべきものであり、抑制することが望ましい。

世界同時不況の中、上記の事例のように、各国では実際に関税の引き上げ措置がみられている。交渉中のドーハラウンドが妥結し、各国の譲許税率が引き下げられれば、現状よりも引き上げ可能な幅が制限されることとなるため、関税に対する予見可能性が向上することが期待される。

一方、関税引き上げを行った国とFTAを締結している国については、FTAの協定税率が適用されるため、一般関税引き上げの影響が回避されることとなる。ドーハラウンドの交渉が長期化し、譲許税率と実行税率の差が大きいままである中、FTAが果たすバインド効果の役割が、相対的に重要性を増していると指摘できる。

### ■鉄鋼製品を中心に強制規格が導入

基準・認証に関する規制強化も、金融危機以降、一部の開発途上国を中心に採用された貿易制限的な政策の中で目立っている措置である。特に、強制規格の導入が相次いでいる。強制規格とは、順守を義務化する規格基準のことである。各国では、日本の日本工業規格 (JIS) のように、独自に定める規格があるが、規格順守を、任意ではなく義務付ける場合に強制規格となる。

金融危機後に強制規格を導入した国には、インド、マレーシア、インドネシア、アルゼンチン、エクアドルがある。特に、鉄鋼製品に対する強制規格の導入が目立っている。

インドでは、2008年9月に鉄製ワイヤや棒鋼など鉄鋼製品6品目の輸入には、インド工業規格 (BIS) の遵守を義務付ける規制を導入した。加えて、2009年2月からは、電磁鋼、ブリキ、一部鋼板類など11品目についても対象とすることを発表した。しかし、その後、諸外国や国内産業界などからの反対もあり、施行直前に、実施を1年間延期するとともに、3品目を除外することを発表している (延期対象は8品目)。

マレーシアは、2008年11月から、棒鋼、ステンレス鋼などの鉄鋼57品目の輸入ライセンス制度を廃止する一方で、強制規格を導入した。建材用の鉄鋼製品は建設業開発委員会 (CIDB)、非建材用は標準工業研究所 (SIRIM) が発行機関として指定されている。強制規格の導入によって、既に対象商品を扱う日系企業では追加的コストが発生していると指摘されている。

インドネシアでも、2009年1月に、熱間圧延鋼板、鋼帯、亜鉛、アルミ合金めっき鋼板などを対象にインドネシア国家規格の適合を義務化する方針を発表した。2009

年3月には、製品認証機関、試験ラボを指定する通達が発表されている。同3月には対象品目の一部を除外する一方、新たに電池類、靴類を強制規格化することが発表されている。同措置は2009年5月から順次、施行されている。

エクアドルでは、2009年2月から自動車、ブレーキパット、プラスチック管、タイヤ、ガラス等自動車部品などに対して、強制規格が導入されている。

この他、基準認証を理由に輸入禁止措置が採られた事例もある。インドは2009年1月、中国製玩具（HS番号9501, 9502, 9503）の輸入を6カ月間禁止する通達を発表した。同措置に対しては、中国政府からの反発がみられていた中、2009年3月に、米国材料試験協会（ASTM）や国際標準化機構（ISO）の規格を満たしていることなどを条件に、中国製玩具の輸入を認める内容に緩和している。

また、タイでは、タイ工業標準局（TISI）による製品規格の取得・更新手続きにおいて、2009年5月から手続きが強化されている。タイでは2008年後半から、TISIによる認可手続きが運用上で強化され、認証取得にこれまでより多くの時間がかかるケースが発生していた。韓国では、2009年7月1日から、リチウム2次電池を強制規格の対象としている。

また、金融危機後に表明された措置ではないものの、現在、関心を集めている政策に、中国政府が導入を予定しているITセキュリティ製品の強制認証制度がある。中国政府は2008年1月、一部ソフトウェア製品やICカード・システムなど13品目を、中国国家認証認可監督管理委員会が所管する「中国強制認証制度（CCC）」の対象とすることを発表した（2008年1月28日付中国国家認証認可監督管理委員会公告第7号）。外資系企業等からは、同制度の導入による技術情報の開示により、知的財産権侵害が生じかねないことや手続きに関する事務コスト負担が発生することなどを懸念する声があがっている。こうした諸外国の強い懸念の声により、中国政府は2009年4月に開示義務は政府調達に限定した上、実施時期を1年延期し、2010年5月から施行する方針を示している（2009年4月27日付公告第33号）。中国という成長市場での知財にも関連する規制導入だけに、大きな波紋を呼んでいる。

基準・認証に関する措置は、WTOの各種協定の中では、「貿易の技術的障害に関する協定（TBT）」によって規律されている。TBTでは、不必要な障害を国際貿易にもたらすことを目的とした措置を導入することが禁じられている。各国は国民の安全確保などを理由に措置を導入しており、不必要な措置であるかを明確に判定することは難しい側面もあるが、基準認証に係る措置が実質上

の貿易制限目的で導入されるケースも多いことから、こうした措置についても監視を強めることが重要である。

#### ■非自動輸入許可制度はWTO違反の可能性あり

金融危機以降、インド、インドネシア、アルゼンチンといった新興国は、特定の製品に対して輸入許可制度を導入している。インドでは2008年11月から熱間圧延鉄・非合金鋼フラットロールや鉄鋼製チューブなど鉄鋼製品、ギアボックス、バンパーなど自動車部品の輸入について、政府の許可証が必要となった。インドネシアでは食品・飲料、衣服、子供用玩具、電気電子製品など計505品目が2009年1月から2年間、輸入業者登録、船積み前検査対象品目となっている。また、これら製品の通関が国際空港と5つの港に限定された。さらに、2009年4月からは鉄鋼製品輸入について輸入業者登録制度を実施している。アルゼンチンは2008年11月から鉄鋼製品、冶金、紡績、エレベーター、タイヤなどの製品輸入に対して非自動輸入許可制度を導入している。

輸入許可制度の目的は輸入管理、衛生検疫、安全性の確保など多岐にわたる。WTOルールでは輸入許可は自動（automatic）と非自動（non-automatic）の2つに分かれる。「自動」では許可の対象となるすべての製品について輸入許可が下りる一方、「非自動」は輸入制限を目的としている場合がある。

措置が数量制限的であれば、数量制限を原則として禁止するGATT第11条（数量制限の一般的禁止）に抵触する可能性がある。例外規定は食糧等の危機的状況（GATT第11条2項（a））、基準認証制度等の運用（同項（b））、国際収支擁護（GATT第18条B）、セーフガード措置（GATT第19条）、公德、人、動物等の生命保護（GATT第20条）などに限られている。例えば、日本は関税法により銃、化学兵器などの輸入を禁止しているほか、毒物および劇物取締法により水銀、ニコチン、アンモニアなどの毒物や劇物については輸入業者登録を義務付けている。

仮に数量制限的な措置が正当化される場合でも、輸入許可制度の運用が問題となる可能性がある。輸入許可制度はWTOの「輸入許可手続に関する協定」により、透明性や公平性の確保、貿易制限的な運用の禁止といった基本的義務の順守が求められる。これに加えて非自動輸入許可であれば、申請を先着順に処理する場合は30日以内、同時に処理する場合は60日以内に処理する必要がある。

この点、アルゼンチンが2008年11月に導入したエレベーター製品に対する非自動輸入許可制度の運用はWTOルールに抵触する可能性がある。「2009年版不公正貿易報告書」（経済産業省）によると、日本から輸出されたエレベーター製品が、申請後30日が経っても輸入許可

が下りなかったため、輸入港で陸揚げできず問題となった事例が発生している。

また、インドネシアで2009年4月1日から導入されている熱延・冷延コイル・板、めっき鋼板、溶接パイプなど鉄鋼製品202品目を対象とした鉄鋼製品に対する輸入業者登録制度も多くの問題がみられると現地日本企業が指摘している。本措置では鉄鋼製品を輸入・製造する企業は登録、積荷港での船積み前検査や3カ月ごとの輸入実績報告が求められている。この措置に対し、現地日本企業は、(1) 船積み前検査にかかる日本の検査法人、手続きなどが不明(2009年5月時点で船積み前検査のサーベイヤーが決定していないため、輸入業者登録済みの企業は船積み前検査が免除されている状況)、(2) 二国間条約(日本の場合、日本・インドネシア自由貿易協定〈FTA〉<sup>(注1)</sup>)に基づく適用除外対象が不明確など不満の声を上げている。

### ■ バイアメリカンが世界へ広がる

米国の景気対策法が2009年2月17日に成立した。30年代の世界恐慌以来ともいわれる現在の不況の中、この法案が成立したことは米国だけでなく、同国の消費回復による輸出拡大を求める各国にとっても本来喜ばしいことと考えられる。しかし、本法には「バイアメリカン条項」と呼ばれる、公共事業建設・修繕に使用される鉄鋼製品や製造品について国内産を優遇する内容の規定が盛り込まれた。厳しい状況に置かれている米国鉄鋼業界からの強い要望に議会が応えるかたちとなった。

EU、カナダ、日本など米国の主要貿易パートナーは上下両院法案に本条項が盛り込まれた当時から強い懸念を示してきた。これを受けオバマ大統領は「(本条項をきっかけとした)貿易紛争を引き起こしたくない」と発言、最終的にはバイアメリカンの適用に際し、「米国の国際協定上の義務に反しないように適用されること」との条件が付された。

ここでいう国際協定とは、WTO政府調達協定や米国とのFTA、その他カリブ海開発構想イニシアチブ(Caribbean Basin Trade Initiative)などを指す。WTO政府調達協定は一括受諾を原則とする他のWTO協定とは異なり複数国間協定であり、加盟は任意となっている。2009年8月時点で加盟国は日本、米国、EU27カ国含む14カ国・地域となっている。一方、米国のFTA締結国はNAFTA加盟国含む16カ国となっている(米国のFTA

のうち、ヨルダンとのFTAでは政府調達市場アクセス改善は約束されていない)。米国は「1933年連邦バイアメリカン法」、その他各州の政府調達法に基づき、国産品優遇策を政府調達の基本とする一方、WTO政府調達協定やFTAの政府調達章により締結相手国・地域に対して条件付きながら内国民待遇を付与している。そのため、今回の景気対策法のバイアメリカン条項は、従来の規定を踏襲するかたちでこれらの国・地域には適用されないことになる。

ただし、政府調達協定、米国のFTAともに一定の基準額以上の調達案件が協定適用対象となる。例えばWTO政府調達協定の場合、米国連邦政府は、(1) 物品とサービスは19万4,000ドル以上、(2) 建設サービスは744万3,000ドル以上の案件を協定適用対象としている(2009年8月時点)。

一方、WTO政府調達協定未加盟国・地域、あるいは米国とFTAを結んでいない国・地域、例えば中国、インド、ブラジル、ロシアなどBRICs諸国は景気対策法のバイアメリカン条項の適用を受ける。BRICs諸国は相次いでバイアメリカン条項を批判、中でもブラジルのアモリン外相はWTO提訴も辞さない姿勢をみせた。

しかし、これらの国は1933年連邦バイアメリカン法や各州政府調達法によって従来から差別を受けてきた。景気対策法の条項の対象となったところで、真新しい差別が生まれたわけではない。

だが、バイアメリカン条項を通じて米国が明確な保護主義的メッセージを世界に向けて発信したことが懸念される。急速な景気後退により多くの国の産業が厳しい状況に置かれており、補助金や輸入制限など、国内産業保護の要望が強まっている。このような状況の中、過去四半世紀にわたり世界の自由貿易を牽引してきた米国が保護主義的な措置を導入したことを受けて、各国・地域がそれに追随、あるいは報復として輸入制限的な措置をとることが懸念される。

実際、世界ではバイアメリカンに似た措置がみられ始めている。インドネシアでは政府各レベルで国産品・地場企業を優遇する工業大臣規定が2009年5月に制定された。物品・サービス調達では一定の現地調達率を満たせば入札評価の際に価格特恵が与えられる。また、公共事業といった建設サービスに関しては、地場企業であれば一定条件のもと7.5%、コンソーシアムであれば代表がインドネシア企業であり、入札価格の50%以上を当該企業が受け持つ等の条件を満たす場合、5%の価格特恵が与えられる。また、オーストラリア・ビクトリア州政府は2億5,000万ドル以上の「戦略的事業」の入札に際し、地場企業に10%の価格アドバンテージを与え、40%のロー

(注1) 日本では、一般にFTAは物品・サービス貿易分野の協定を指し、投資や政府調達など幅広い分野を含む協定は経済連携協定(EPA)と呼ばれるが、本稿ではEPAも含めてFTAという用語を統一的使用する。

カルコンテント義務を求めることを2009年3月に発表した。そのほか、オーストラリア・サウスウェールズ州、カナダ・オンタリオ州などでも国産品・地場産品を優遇する動きがみられている。

世界の政府調達市場規模は無視できない。主要国の政府調達額はGDPの約9%を占める。さらに、不況の中で、日米欧など主要国は景気対策として政府支出を拡大しており、外国企業にとってビジネスチャンスが拡大している。こうした状況の中、バイアメリカンのような国産品優遇措置を各国が採れば、海外の政府調達市場を狙う企業にとって大きな機会損失となる。

### ■対中ADやCVDに加え、特別セーフガードも 増える兆し

アンチダンピング（AD）措置など貿易救済措置を発動して輸入製品から国内産業を守ろうとする動きが強まっている。WTO事務局の発表によると、2008年下半期のAD調査開始件数は120件に上り、同年上半期と比較して35件増加している。

近年、各国・地域のAD措置の最大の標的は中国製品である。WTO事務局の発表によると、2002年から2008年までの中国製品に対する各国のAD調査開始件数は全体の27%に当たる413件、発動件数も全体の27%に当たる297件となっている。最大のAD発動国インドは金融危機以降、中国からの鉄鋼製品や化学品を中心にAD発動に積極的に動いている。2008年7月から12月までの対中AD調査開始件数は上半期と比して12件増加の21件に上り、全体の調査件数（42件）の半分を占めた。

ADや相殺関税（CVD）といった貿易救済措置は、不当な製品の輸入に対して関税を引き上げ、国内産業への損害を除去するための措置である。ダンピング価格で輸出された製品に対してはADが、輸出国政府の補助金により競争力をつけた製品に対してはCVDが発動可能となる。一方、セーフガード（SG）も貿易救済措置の一つであるが、ADやCVDとは異なり、貿易相手国からの不当な輸入から国内産業を守るのではなく、輸入急増により国内産業が「重大な」損害を被っている、またはその恐れがある場合に発動可能となる。AD、CVD、SGはいずれもWTOでその発動が正当化されている措置であり、協定に基づく調査・発動であれば問題とはならない。しかし、これらの措置をむやみに利用することは貿易の妨げとなる。また、WTOルール自体に不明確性がある一方、米国におけるゼロイングのように、WTOルールに反したAD措置の運用も後を絶たない。

米国は長い間中国に対してCVDの発動を控えてきたが、2006年11月に中国製光沢紙に対してCVD調査を開始した。それ以降、2008年8月までに計13件が調査対象

となり、そのうち溶接鋼管、角形鋼管、ラミネート加工布袋、亜硝酸ナトリウムなどに対して発動を決定した。米国の対中CVDは今後増加していくと予想される。中国は中国ブランド促進策の一環で電化製品などの輸出に対して補助金を供与している。この問題について米中は現在WTO紛争解決機関の場で係争中であるが、これら補助金により競争力を高めた製品が今後米国CVDの標的となる可能性は十分にある。

中国にとっての悩みの種はADやCVDにとどまらない。中国とのWTO加盟交渉の末、既加盟国が勝ち取った対中特別セーフガードには繊維特別措置と産品別特別セーフガードの2つがある。通常SGはすべての国・地域からの輸入に対して輸入制限を課すものであるが、これら2つは中国製品のみを対象としている。繊維特別措置が中国産繊維・繊維製品を対象を限定しているのに対し、産品別特別セーフガードはすべての中国製品に対して発動可能である。前者は2008年末で効力を失っているが、産品別特別セーフガードは2013年末まで発動可能となっている。2008年末まではどの国も発動実績がなかったが、インドは2009年2月以降、中国産アルミニウムオイルやソーダ酸、ナイロン製タイヤコード、タイヤなどに対して発動を決めている。米国でも全米鉄鋼労働組合が2009年4月に中国産タイヤ輸入に対して同措置の発動（セクション421）を米国国際貿易委員会（ITC）に申請した。

インドは2009年4月にステンレス鋼フラットロール製品輸入に対して暫定的にADを発動したが、これには中国製品のほか、日本製品も含まれている。また、6月には熱延鋼板等に対してSGが暫定的に発動された。もし本発動されれば日本企業は大きな影響を受けるとみられる。

AD、CVDなどの濫用は「保護主義」そのものであり、国内産業保護の名目のもとに、悪用されないように監視を続けることが必要である。

### ■差別的な消費者向け補助金

一部の国では、景気刺激策の一環として、消費者が特定の商品を購入した場合に、支払金額の一部還付など補助金を支給する制度を導入している。消費者に対する補助金支給は、需要を喚起し、貿易促進的な効果が期待できる。一方で、補助金の支給対象に対して差別性を有する場合、具体的には国内企業の商品購入を条件として補助金を支給する場合などには、輸入製品に対する競争条件を歪めることから、内国民待遇原則に違反しかねないものとなる。

これまで差別性を有する消費者向け補助金を導入、もしくは導入を検討する国にはマレーシアがある。マレーシアでは、2009年3月の第2次景気対策に関するナジブ副首相兼財務相（当時）演説において、国民車に限定し



表II-3 金融危機後の各国・地域における主要な産業向け補助金

措置	関連する主たるWTO協定	国・地域	概要	導入時期	根拠
産業向け補助金	補助金及び相殺措置に関する協定	米国	○GMやクライスラーに対して最大174億ドル（GM：134億ドル、クライスラー：40億ドル）の金融支援実施を2008年12月19日に発表。このうち、12月31日にGM、2009年1月2日にクライスラーにそれぞれ40億ドルを融資、4月にはGMに対して20億ドルの追加融資を実施。 ○2009年3月、2008年10月に成立した金融安定化法に基づき最大50億ドルの自動車部品サプライヤーへの支援策を発表。部品サプライヤーの自動車メーカーに対する売掛債権について、銀行による買い取りを政府が保証する仕組み。	2008年10月3日成立 自動車：2008年12月19日発表 2009年3月19日発表	H.R.1424 Emergency Economic Stabilization Act of 2008 3月19日付財務省プレスリリース TG-64
		カナダ	○GM、クライスラーに対する最大40億カナダドルの緊急支援を発表。中央政府とオンタリオ州によりGMカナダに30億カナダドル、クライスラーカナダに10億カナダドルの融資。 ○2009年4月7日に自動車部品メーカー向けにカナダ輸出開発公社（以下、EDC）の売掛金保険プログラム（Accounts Receivable Insurance Program）に7億カナダドルの増資を発表。	2008年12月20日発表 2009年4月7日発表	2008年12月20日付カナダ政府プレスリリース 2009年4月9日付カナダ政府プレスリリース
		欧州	○フランスのサルコジ大統領が2009年2月にプジョー・シトロエンやルノーに対する60億ユーロの支援融資を発表。自動車メーカーが工場を国内に残すことを条件とする。チェコなどから反対を受け、他の加盟国に差別的な効果を及ぼす内容を盛りこまないことを約束。 ○このほか、英国、スペイン、イタリア、ドイツ、スウェーデンが主に自動車部門への支援を発表。	2008年12月17日より適用	欧州委員会通知「現在の金融・経済危機における金融へのアクセスを支援する国家補助措置に関する暫定的枠組み」（EU官報C16号2009年1月22日付）。
		欧州	○欧州投資銀行（EIB）は2009年3月12日、欧州自動車産業部門に対して30億ユーロに上る融資を実施する旨理事会で承認したと発表。特に融資の大半は、2008年12月にEU首脳会議で承認された経済対策に含まれるエネルギー効率の向上やCO <sub>2</sub> 排出削減の取り組みに向けたクリーン技術の開発に対して行われるものとしている。 ○4月7日に8億6,600万ユーロ、5月12日に7億5,000万ユーロの融資を発表。部品を含む自動車部門向け融資は2009年中ごろまでに70億ユーロを超える見込み。	2009年3月12日理事会承認	欧州投資銀行2009年3月12日付プレスリリース 欧州投資銀行2009年4月7日付プレスリリース 欧州投資銀行2009年5月12日付プレスリリース

〔資料〕各国政府資料から作成。

た自動車買い替え補助金制度を導入する方針が表明されている。車齢10年以上の車を、国民車であるプロトン、プロデュア車に買い替える場合に限定して、政府が5,000リンギ（約1万3,000円）を支給する方針が示されている。同政策は、国民車に限定している点で、差別性を含んでいると指摘できる。

#### ■欧米が相次いで企業への支援融資を実施

金融危機後、先進国を中心に、産業向けの支援策が相次いで発表されている（表II-3）。世界の自動車市場でトップに君臨してきた米国のGM、クライスラーなど大手メーカーがそれぞれ2009年6月と4月に連邦破産法第11条を申請した。破産前、米国政府はGMに対して134億ドル、クライスラーに対して40億ドルに上る緊急融資を実施していた。

米国がGMやクライスラーに対する支援策導入を発表した2008年12月当時、各国・地域は保護主義的措置として一斉に非難の声を上げた。しかし、今や金融支援策を実施している国・地域は欧州、オーストラリア、カナダなどに広がっている。

欧州ではフランスのサルコジ大統領が2009年2月にプジョー・シトロエンやルノーに対する60億ユーロの支援融資を発表した。しかし、この発表には自動車メーカーが工場を国内に残すことを条件とすることなどが含まれていたため、工場を持つチェコを中心にEU加盟国は強く反発した。その後、フランスは他の加盟国に差別的な

効果を及ぼす内容を盛りこまないことを約束した。このほか、EUでは英国、スペイン、イタリア、ドイツ、スウェーデンが主に自動車部門への支援を発表している。

企業や産業に対する補助金制度・措置はGATT第16条（補助金）や「補助金および相殺措置に関する協定（以下、補助金協定）」により規律されている。補助金協定によると、政府や公的機関の資金面での貢献（贈与、貸付、収入となるものの放棄、物品購入、金融機関への委託や指示など）により、企業に利益がもたらされれば補助金とされる（補助金協定第1.1条）。補助金が特定の企業や産業（同協定第1.2条）に供与されれば、相殺可能な補助金に分類される。各国・地域が当該措置により国内産業が損害を被っている場合、紛争解決機関に協議申請をすることが可能となる。補助金を受けて競争力を高めた企業の輸出製品が輸入国の産業に損害を与えている場合、輸入国はCVDを発動して補助金の効果を除去することが可能となる。上記の欧米の支援融資策は、GMやルノーなど特定の企業に政府の支援が向けられているため、特定性が高い措置と考えられる。

補助金のうち、輸出が行われることに基づいて供与される輸出補助金、輸入製品よりも国産品を優先使用する際に供与される国内代替補助金の2つは協定上禁止されている。加盟国はある国のこれらの補助金に対して紛争解決機関の場で措置の撤回を要求することができる。

欧米はこれまで経営難に陥った企業に対する政府支援

に対して厳しい姿勢をとってきた。近年では98年の金融危機により経営が悪化し、政府から支援を受けた韓国ハイニクス社製のDRAMに対して日米EUが相次いでCVD措置を発動した例が代表的である。また、ドーハラウンドのルール交渉では、米国は上記の輸出補助金や国内代替補助金に加え、政府による短期損失補てんの禁止などを提案していた。この措置はDRAM案件で対象となった韓国の措置に類似している。

その欧米が自動車など国内産業に対して支援融資を実施している。これは補助金制度の在り方、ルール交渉やCVD措置などの多くの議論に影響を与える可能性を示唆している。

#### ■ WTOは保護主義の防波堤として機能

金融危機後、国内産業保護などを目的とした貿易制限的な措置、いわゆる保護主義的措置が採用されることが危惧されている。2008年11月にはG20サミットとAPEC首脳会議において、保護主義的措置を自制することが確認された。具体的には、2008年11月15日のG20サミット（開催地：ワシントン）の金融・世界経済に関する首脳会合宣言において、「今後12カ月の間に、我々は投資あるいは物品及びサービスの貿易に対する新たな障壁を設けず、新たな輸出制限を課さず、WTOと整合的でない輸出刺激策をとらない」と明記された。さらに、2008年11月22日のAPEC首脳リマ声明においても、保護主義的措置に関してG20における宣言と同様の内容が明記されている。加えて、2009年4月に開催されたG20サミット（開催地：ロンドン）の首脳声明において、改めて2008年11月15日の首脳会合声明を確認するとともに、「我々は、この誓約を2010年末まで延長する」とした。

しかし、こうした約束がなされたものの、これまで分野別に見てきたとおり、各国・地域で貿易制限的な措置が採られている。

今回の貿易制限的措置導入に関する動きについて指摘できる点として、まず各国・地域が採用した貿易制限的措置は総じてWTOのルールの枠内で採られた措置であり、WTOが保護主義的な動きに対する防波堤として機能していることが挙げられる。高度な紛争解決機能を有するWTOの存在が、各国・地域の通商政策をWTOルールの枠内にとどめる役割を担っている。WTOが存在しなかった30年代には、米国のスムート・ホーリー法による関税引き上げに代表される保護主義的措置が各国で採用された結果、世界貿易は急速に縮小し、世界経済の一層の景気後退を招く結果となった。

一方、現状のWTOの各種協定は、ウルグアイラウンド（交渉期間86年から94年）の成果であり、15年前に確立したものである。関税における譲許税率と実行税率

の差に代表されるように、世界貿易に悪影響を与える措置であっても現協定では許容されるといったケースはさまざまな分野で見ることができる。こうした観点から、保護主義の台頭を抑止し、世界貿易の拡大を実現するため、現在交渉中のドーハラウンドを成功裏に終結させる意義が一層高まっている。WTO事務局は、ドーハラウンドで交渉中の鉱工業品と農産品に関する市場アクセスが実行されれば、1,500億ドル以上の経済刺激効果があるとの試算を示している。

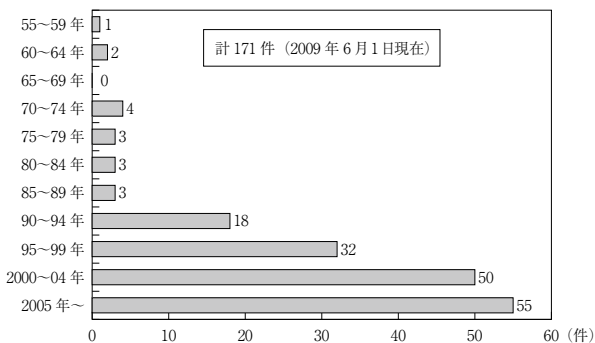
また、FTAによるバインド、自由化効果の重要性が高まっていることも指摘できる。WTO交渉が停滞する中で、モノ・サービスの自由化へのFTAの貢献は高まっている。また、FTAには、ドーハラウンドでカバーされない投資や知財等の分野での新しいルールの基礎を作るという側面もある。WTOに整合的なかたちでのFTAへの展開は、WTOルールの強化と同様に重要な課題となっている。

## 2. 本格活用時代を迎えたFTA

### (1) 世界のFTA件数は171件

2009年8月現在、世界全体で発効している自由貿易協定（FTA）は171件を数える（関税同盟含む。WTO通報ベース、世界のFTA一覧は巻末統計資料「世界のFTA一覧」を参照）。89年末の時点ではわずか16件だったFTAは、90～99年の10年間には50件、2000～2009年6月の約9年半の間には新たに105件増加した（図Ⅱ-1）。

図Ⅱ-1 年代別世界のFTA件数



〔注〕年代は発効日順。未通報のASEAN・韓国、インド・タイを加算。  
〔資料〕WTOホームページ掲載のリスト ([http://www.wto.org/english/tratop\\_e/region\\_e/region\\_e.htm](http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm)) から作成。

世界不況の影響で各国が内向きの政策をとりはじめ、FTA交渉にもその影響が心配される中、2008年10月以降も順調にFTA発効件数は増えている。しかし、最近発効したFTAは金融危機が起こった10月以前に交渉を終えているものが殆どである。今後発効を目指すFTAは現在交渉中であり、不況の影響が交渉を長期化させる可能性がある。

### (2) 日本のFTA動向

■日本のFTAの発効件数は9件、署名2件、  
交渉中は5件

日本は、2000年代半ば以降、FTAを相次いで締結している。2002年に発効したシンガポールを皮切りに、2005年にメキシコ、2006年にマレーシア、2007年にはチリ、タイとの間で、2008年にはインドネシア、ブルネイ、フィリピン、ASEAN全体との間で発効しており、日本のFTAネットワークは急速に広がりをみせている。

日本・フィリピンFTAについては、2006年9月に両国間で署名に至ったものの、フィリピン側の国会批准手続きに時間がかかり、2008年12月に発効に至った。ASEAN・日本FTAは、日本としては初めてのマルチ（多国間）の枠組みでのFTAと位置付けられる。各国で

定められた批准手続きが終了した国から順次発効しており、2009年6月現在では、日本とシンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマー、ブルネイ、マレーシア、タイの7カ国との間で発効している。未発効の国はインドネシア、フィリピン、カンボジアの3カ国である。

ASEAN・日本FTA発効により、日本と二国間のFTAが署名されたものの、発効には至っていないベトナム、二国間のFTA交渉は行われていないカンボジア、ラオス、ミャンマーとの間でFTAが新たに発効したこととなる（ただし、カンボジアは未発効）。また、ASEAN・日本FTAでは、累積原産地規則（生産国の原産材料に加えて、締約相手国から輸入された原産品も原産材料とみなす規定）が適用されるため、日本とASEANのいずれからも調達した中間財を原産材料として取り扱うことが可能となったことが、代表的な意義として挙げられる。

2009年2月には、日本・スイスFTAが署名に至った。日本にとっては、初の欧州諸国とのFTAとなる。特に、物品貿易分野では、日本のFTAでは初めて原産地証明について認定輸出者制度が導入されたこと、ハイレベルな知財や電子商取引の規律が導入されたこと、WTOプラスのサービス自由化が実現されたことなどが特徴である。認定輸出者制度とは、政府などから認証された輸出者は、輸出者自らが物品の原産性を証明する自己証明を、その他の輸出者は第三者機関が物品の原産性を判定する第三者証明を利用する制度である。これまで日本が締結したFTAではすべて第三者証明制度が採用されてきたが、日本・スイスFTAで新たな制度が導入されることとなった。また、スイスの日本の現地法人に対する取締役の国籍要件撤廃等も盛り込まれたことも特徴的である。

現在、日本が交渉中のFTAには、日本・湾岸協力会議（GCC）、日本・インド、日本・オーストラリア、日本・ペルーFTAがある。日本・インドFTAについては、2008年末までの合意を目指していたが、依然として交渉が続いている。

日本・ペルーFTAは、2009年4月に両国首脳間で交渉を開始することが合意され、5月には第1回会合が開催されている。日本では、日本・ペルーFTAを検討する「日本ペルー経済連携協定（EPA）研究会」（委員長：浦田秀次郎早稲田大学大学院教授、事務局：ジェットロ）が組織され、2009年3月に、FTA交渉開始を提言する報告書が作成・公表された。これを一つの契機として、ペルーとのFTA交渉が開始されることとなった。ペルーは既に米国、カナダ、シンガポール、メキシコ、チリ、中国などとFTAを締結し、韓国、欧州自由貿易連合（EFTA）、EU（アンデス共同体〈CAN〉の枠組み）と交渉中であり、近年、積極的にFTA締結に動いている。加えて、ペ

表Ⅱ-4 日本のFTA発効・署名・交渉状況と日本の貿易に占める構成比(2008年)

	FTA, 相手国・地域	日本の貿易に占める 構成比(2008年)			無税化率 (貿易額ベース)	
		輸出	輸入	往復 貿易	相手国 ・地域	日本
発効済	シンガポール	3.4	1.0	2.2	100	94.7
	メキシコ	1.3	0.5	0.9	98.4	86.8
	マレーシア	2.1	3.0	2.6	99.3	94.1
	チリ	0.4	1.0	0.7	99.8	90.5
	タイ	3.8	2.7	3.3	97.4	91.6
	インドネシア	1.6	4.3	2.9	89.7	93.2
	ブルネイ	0.02	0.6	0.3	99.9	99.99
	フィリピン	1.3	1.2	1.2	96.6	91.6
	ASEAN	10.3	8.6	9.5	約91	93.2
	小計	14.8	15.6	15.2	-	-
署名	ベトナム	1.0	1.2	1.1	87.7	94.9
	スイス	0.6	0.8	0.7	99.7	99.3
交渉中	GCC(湾岸協力会議)	3.5	19.2	11.2	-	-
	インド	1.0	0.7	0.8	-	-
	オーストラリア	2.2	6.2	4.2	-	-
	ペルー	0.1	0.3	0.2	-	-
	韓国	7.6	3.9	5.8	-	-
総計	29.9	46.6	38.2	-	-	

[注] ① ASEANの日本貿易に占める構成比については、ASEAN10カ国の内、FTAが発効している国(シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマー、ブルネイ、マレーシア、タイ)との貿易額。

② 無税化率とは即時撤廃品目と10年以内の段階的関税撤廃品目の貿易額が総貿易額に占める比率。無税化率是对シンガポールは2005年、対メキシコは2002年、対マレーシアは日本が2004年、マレーシアが2003年、対チリは2005年、対タイは日本が2004年、タイが2003年、対インドネシアは2004年5月～2005年4月、対ブルネイは2005年、対フィリピンは2003年、対ASEANは日本が2006年、ASEANは2005年もしくは2006年、対ベトナムは2006年、対スイスは2006年。

[資料] 日本貿易統計、外務省、経済産業省、「2009年版不正貿易報告書」(経済産業省)から作成。

ルールは、環太平洋戦略経済連携協定(TPP、後述)の交渉参加予定国でもあり、TPP参加国とのFTAとしての意義もあると考えられる。なお、日本・韓国FTAについては、交渉は中断されている(交渉再開に向けた実務協議が行われている段階にある)。

表Ⅱ-4は、日本が発効・署名・交渉中のFTAの一覧と当該国・地域との日本の貿易額(2008年)を見たものである。発効済みのFTAは合計で9件、日本の貿易に占める構成比は輸出で14.8%、輸入で15.6%、往復で15.2%にとどまっている。発効済みに加えて、署名済み2件、交渉中5件(交渉中断中の韓国も含む)のFTAを含めると、輸出で29.9%、輸入で46.6%、往復で38.2%に達しており、企業活動においてFTAを念頭に置いたビジネス展開の重要性が高まっている。

韓国をはじめとして、各国が積極的にFTA交渉を展開する中で、日本がFTA交渉に遅れることは、日本企業の競争条件を不利な状況に置くこととなるため、FTA交渉の加速は極めて重要である。

今後の日本のFTAに関して、大きな議論となっているのがEUとのFTAである。EUは韓国とFTA交渉を行っており、交渉は大詰めを迎えている。日本と貿易構造が類似する韓国がEUとFTAを締結すると、韓国はEUから自動車や家電製品などで日本よりも有利な関税待遇を供与されることとなるため、日本の産業界にとっても関心の高いものとなっている。2007年には、日・EU経済統合協定(EIA)を検討するタスクフォースが日本(日本側事務局:ジェトロ)とEUそれぞれに設置され、2008年7月に合同報告書が取りまとめられている段階にある。

また、2009年1月から、ジェトロを事務局とする「EIA研究会」が、日本の産業界の参加を得て研究を行っている。EUはこれまで先進国とのFTA交渉には積極的ではなかったが、韓国に続き2009年5月にカナダとFTA交渉を開始することで合意している。

### (3) アジア大洋州地域のFTA動向

#### ■ アジア大洋州地域では「ASEAN+1」のFTAネットワークがほぼ完成

アジア大洋州地域では、2000年代に入り、数多くのFTAが締結されている。中でも、ASEANとその周辺の国々とのFTA網、いわゆる「ASEAN+1」のFTAがほぼ形成された点はアジア大洋州地域のFTAをみる上で特筆される。具体的には、ASEANと中国(2004年発効)、韓国(2007年発効)、日本(2008年発効)、オーストラリア・ニュージーランド(2009年署名)、インド(2009年署名)とのFTAである。なお、ASEAN・韓国FTAについては、タイと韓国の間で、一部交渉が妥結せず、発効していなかったが、2009年2月に署名に至っている。

2009年2月には、ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド・FTAが署名された。当初、2008年12月にタイで開催される予定であった東アジアサミットで署名予定であったが、同サミットがタイの政情不安で延期されたため、2カ月遅れての署名となった。オーストラリアとニュージーランドをめぐっては、タイとシンガポールがそれぞれオーストラリア、ニュージーランドと二国間FTAを発効させているが、ASEAN全体との間でFTAが発効すれば、他のASEAN諸国との間でのFTA利用や累積原産地規則を通じたFTAの利用促進が期待される。

一方、署名が期待されながらも交渉が長引いていたFTAがASEAN・インドFTAである。ASEAN・インドFTAをめぐっては、2008年8月のASEAN・インド経済大臣会合で大筋合意に至り、2008年12月の東アジアサミットにおいて署名される予定であったが、同サミット延期でさらに遅れ、最終的には2009年8月に署名に至った。

インドは2009年4月から5月にかけて、5年ぶりに下院

総選挙が実施され、与党国民会議派を中心とする連立与党が勝利し、引き続き、政権を担うこととなった。ASEANとのFTA交渉を進めてきた国民会議派を中心とする連立与党が今後も政権を担当することとなったことで、ASEAN・インドFTAも署名に至ることが期待されていた。同FTAは2010年に発効することが見込まれているが、日本企業はASEANに生産拠点を集積しており、ASEAN・インドFTAが発効すれば、消費市場として重要性を増すインド市場に対して、ASEANから無税もしくは低税率で輸出できることとなるため、日本企業から高い関心が持たれている。

なお、中国は香港とは既にFTAを発効させているが、2009年5月には台湾との間で経済協力枠組み協定の締結を目指す方針が示された。日本に大きな影響を与える台湾をめぐるFTAの動きにも注視が必要である。

■ 拡大するアジア大洋州地域の第三国間FTAの利用

日系企業の関心の高いアジア大洋州地域のFTAにおける実際のFTAの利用状況をみていく。

表II-5は、ASEAN7カ国（タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、シンガポール、ベトナム、ミャンマー）、インド、パキスタン、スリランカ、バングラデシュ、オーストラリア、ニュージーランドの計13カ国に進出する出資比率10%以上の日系企業に対して、FTAの利用状況を尋ねたものである（「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（2008年度調査）」）。それぞれの国において、アジア大洋州、南西アジア地域域内で発効している第三国間FTA（日本とアジア地域で発効しているFTAを除く）の内、実際に利用しているFTAを尋ねたものである。このアンケート結果からは、アジア大洋州、南西アジア地域域内において、最も多く利用されているFTAは、ASEAN自由貿易地域（AFTA）であり、日系企業が幅広くAFTAを利用している姿がみられる。AFTAは段階的な関税削減を進めており、先行6カ国（タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、シンガポール、ブルネイ）では既に8割以上の品目が無税化されている。AFTAに続いて、ASEAN・中国FTAが利用件数で上位に位置している。タイ・インドFTA、タイ・オーストラリアFTAも上位にあり、日系企業が集積するタイからインド、オーストラリアへ

FTAを利用して輸出を行っていることがうかがえる。

また、タイとマレーシアでは、FTAを利用した貿易額を公表しており、アジア大洋州の発効済みFTAの利用状況を把握する上で、基礎的な統計となっている。

タイとマレーシアのFTAの利用状況をみたものが、表II-6である。まず、アジア大洋州地域のFTAの中核と

表II-5 アジア大洋州、南西アジア域内第三国間で発効済み主要FTAの利用状況

(単位：件、%)

FTA	FTA利用件数	構成比
AFTA	86	56.2
ASEAN・中国	18	11.8
タイ・インド	9	5.9
タイ・オーストラリア	9	5.9
ASEAN・韓国	7	4.6
オーストラリア・ニュージーランド	5	3.3
タイ・ニュージーランド	5	3.3
オーストラリア・シンガポール	4	2.6
南アジア自由貿易地域 (SAFTA)	3	2.0
シンガポール・インド	2	1.3
インド・スリランカ	2	1.3
シンガポール・ニュージーランド	2	1.3
マレーシア・パキスタン	1	0.7
FTA利用総件数	153	100.0

〔注〕①アンケート概要は次の通り。調査期間は2008年9月25日～10月31日、調査対象はASEAN7カ国（タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、シンガポール、ベトナム、ミャンマー）、インド、パキスタン、スリランカ、バングラデシュ、オーストラリア、ニュージーランドの計13カ国に進出する出資比率10%以上の日系企業。有効回答数1,852社、有効回答率36.8%。

②FTA利用件数は、それぞれの締約国から他のFTA締約国に対して、輸出でFTAを利用しているかを尋ねたもの。

〔資料〕「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（2008年度調査）」(ジェトロ) から作成。

表II-6 タイ、マレーシアにおけるFTAの利用状況（輸出）

(単位：100万ドル、%)

	相手国・地域	FTAを利用した輸出額				総輸出額に対する構成比			
		2005年	2006年	2007年	2008年	2005年	2006年	2007年	2008年
タイ	AFTA	5,146	5,509	7,865	10,735	21.5	20.2	22.6	26.8
	AFTA (シンガポール除く)	4,942	5,299	7,609	10,343	30.0	28.2	30.9	34.4
	ASEAN・中国	614	1,450	1,769	1,691	6.7	12.3	11.1	10.4
	タイ・インド	267	328	399	418	17.6	18.1	14.0	12.3
	(アリーハーベスト82品目のみ)	267	328	399	418	79.0	89.1	98.3	83.4
	タイ・オーストラリア	2,122	2,746	4,067	4,944	67.3	62.6	66.3	61.9
マレーシア	AFTA	2,921	3,071	3,924	4,815	7.9	7.3	8.7	9.3
	AFTA (シンガポール除く)	2,731	2,898	3,736	4,561	18.5	16.9	19.1	20.6
	ASEAN・中国	274	1,043	1,629	1,889	2.9	8.9	10.5	9.9
合計	AFTA	8,066	8,580	11,789	15,550	13.3	12.4	14.7	17.0
	AFTA (シンガポール除く)	7,673	8,197	11,345	14,904	24.6	22.8	25.7	28.6
	ASEAN・中国	888	2,493	3,398	3,579	4.8	10.6	10.8	10.1

〔注〕①総輸出額に対する構成比（FTAを利用した輸出額／総輸出額）については、分母の総輸出額のなかには輸出相手国でMFNベースで無税となっているものも含む。

②2007年のマレーシアの対韓国貿易は6～12月実績。

〔資料〕タイ商務省外国貿易局、マレーシア通商産業省、各国貿易統計から作成。

表Ⅱ-7 タイ、マレーシアにおけるAFTAの利用状況（輸出）

（単位：100万ドル，％）

	相手国・地域	AFTAを利用した輸出額					総輸出額に対する構成比				
		98年	2003年	2006年	2007年	2008年	98年	2003年	2006年	2007年	2008年
タイ、マレーシア 合計	インドネシア	99	913	2,231	3,530	5,128	5.0	20.6	30.1	34.4	40.8
	ベトナム	7	632	1,763	2,772	3,329	0.8	30.3	36.3	43.2	44.6
	マレーシア	212	801	1,363	1,850	2,465	11.9	20.7	20.5	22.1	24.9
	フィリピン	179	748	1,529	1,928	2,411	9.3	24.9	32.0	34.1	37.4
	タイ	91	594	1,270	1,206	1,414	3.9	13.0	14.9	13.8	14.8
	シンガポール	17	247	382	445	646	0.1	1.1	1.2	1.2	1.6
	ミャンマー	0	2	4	13	74	0.0	0.4	0.4	1.0	4.5
	ラオス	0	4	23	30	46	0.0	0.9	2.3	2.1	2.6
	ブルネイ	0	2	14	15	23	0.1	0.7	3.3	3.0	4.0
	カンボジア	0	0	1	1	14	0.0	0.0	0.1	0.1	0.6
	合計	606	3,942	8,580	11,789	15,550	2.2	9.3	12.4	14.7	17.0
合計（シンガポール除く）	589	3,696	8,198	11,345	14,904	5.6	18.4	22.8	25.7	28.6	
タイ	合計	391	2,561	5,509	7,865	10,735	4.0	15.5	20.2	22.6	26.8
	合計（シンガポール除く）	383	2,454	5,299	7,609	10,343	7.4	23.0	28.2	30.9	34.4
マレーシア	合計	214	1,382	3,071	3,924	4,815	1.2	5.3	7.3	8.7	9.3
	合計（シンガポール除く）	206	1,242	2,898	3,736	4,561	3.8	13.2	16.9	19.1	20.6

〔注〕① AFTAを利用した輸出額は、AFTAの関税引き下げスキームである共通効果特惠関税（CEPT）の利用額。

② 構成比はAFTAを利用した輸出額／総輸出額で算出。総輸出額には輸出相手国においてMFNベースで無税となっている品目も含む。

〔資料〕マレーシア通商産業省、タイ商務省外国貿易局、各国貿易統計から作成。

なっているAFTAをみると、2008年のタイとマレーシアのAFTAを利用した輸出額は両国合計で156億ドル、対ASEAN向け総輸出額に占める構成比（もともと一部アルコール類以外には関税が課されていないシンガポールを除く、分母の総輸出額の中には輸出相手国においてMFNベースで無税となっている品目も含む）は28.6%に達している。98年の5.6%から23.0ポイント増加しており、AFTAの利用は年々、拡大している。国別では、インドネシアやベトナム向け輸出において相対的に多く利用されている（表Ⅱ-7）。AFTAでは、先行6カ国（シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイ）が2003年に多くの品目を5%以下に引き下げた後、2008年には8割以上の品目で無税化しており、協定税率の引き下げとともに、FTAの利用が拡大していることがうかがえる。2010年には、先行6カ国はほぼすべての品目で無税化する予定であり、今後、AFTAは一層、利用されていくことが見込まれる。

また、AFTAでは2008年8月に、原産地認定基準に、それまで適用していた付加価値基準（物品に対する付加価値を締約国内で一定水準以上賦課した物品に対して、原産資格を付与する基準）に加えて、関税分類変更基準（締約国で生産された最終財の関税分類番号が、同財の生産に投入された非原産材料の関税分類番号と異なる場合に原産資格を付与する基準）を導入し、企業が付加価値基準か関税分類変更基準のいずれかを選択することができる「選択型」を導入した。特に、日本企業の関心の高い液晶テレビでも関税分類変更基準が導入された意義が

大きい。液晶テレビのように液晶パネルが付加価値の大半を占めている品目で、かつ生産国が日本や韓国などに限定され、ASEANで製造されていない場合、付加価値基準のみではAFTAの原産地認定基準を満たすことが困難な面がある。関税分類変更基準の導入は、液晶テレビでもAFTAの原産地認定基準を満たせることを意味しており、今後、この面でも日本企業の利用が増加していくと考えられる。

アジア大洋州におけるFTAをめぐることは、数多くのFTAが相次いで発効する中、原産地規則のハーモナイズの必要性が議論されている。原産地認定基準については選択型以外にも付加価値基準のみ、関税分類変更基準のみ、双方を満たすことを求める併用型などがあるが、FTAを利用する企業からは選択型を望む声もあり、今後、FTAの広域化に伴い企業活動の国際化に対応した原産地規則のあり方をめぐって議論を深化していく必要がある。また、認定輸出者制度の導入など原産地証明方式についても、今後検討を進めていく必要がある。

タイとマレーシアのASEAN・中国FTAの利用状況をみると、2008年のASEAN・中国FTAを利用した輸出額は36億ドル、両国の対中国総輸出額に占める構成比は10.1%である。品目では果物類での利用が目立っている。ASEAN・中国FTAの利用状況は横ばいが続いているが、2010年からは大半の品目が無税化されるため、今後、利用が伸びていくことが見込まれる。一方、現段階でASEAN・中国間のFTAを利用していない理由として、輸出品製造のための中間財輸入に対する関税減免制度等、

FTA以外の制度も幅広く利用されていることなどが挙げられる。

タイはインド、オーストラリアとも二国間FTAを発効させている。タイのタイ・インドFTAを利用した輸出額は4億ドル、対インド総輸出額に占める構成比は12.3%である。タイ・インドFTAは82品目のアーリーハーベスト（早期関税引き下げ）のみが実施されているが、当該品目の総輸出額を分母にとると、構成比は83.4%となり、対象品

目の大半でFTAが利用されている。また、タイのタイ・オーストラリアFTAを利用した輸出額は49億ドル、対オーストラリア総輸出額に占める構成比は61.9%を占める。タイの対インド輸出では、テレビやエアコンなどの家電製品での利用が目立ち、対オーストラリア輸出では自動車の利用が中心となっている。

#### (4) 検討進む広域FTA構想

アジア大洋州地域内で、ASEAN+1のFTAがほぼ完成した状況にある中、今後は、ASEAN+3やASEAN+6といった広域FTAをめぐる動きが焦点となっていくとみられる。ASEAN+3はASEAN10カ国と日本、中国、韓国、ASEAN+6はASEAN+3にオーストラリア、ニュージーランド、インドを加えた地域であり、それぞれ広域FTAに関する研究を行っている段階にある。日本はASEAN+6の実現を強く推進している。

ASEAN+3やASEAN+6といった広域FTA構想が検討される中、さらに広い地域での広域FTAを目指す動きがAPEC地域全体でのFTA構想である。

APEC地域全体のFTAはアジア大洋州自由貿易地域（FTAAP）と呼ばれ、米国が提唱したものである。2006年のAPEC首脳会議において、FTAAPは長期的な取り組みとして、研究を進めていくことが盛り込まれた。APEC加盟国は太平洋周辺に位置する21カ国・地域で、ASEAN+6の構成国の中では、インド、カンボジア、ラオス、ミャンマーを除く12カ国が加盟している。APECは、ゆるやかな経済連合体であり、これまでFTAのような拘束力のある条約締結の議論はされていないため、APECにおいてFTA交渉を開始する場合には、APECに大きな方向転換をもたらすこととなる。

米国は、APEC加盟国のうち、カナダ、メキシコ、チ

表II-8 アジア大洋州をめぐる広域FTA構想の世界経済に占める位置付け（2008年）

	世界人口に 占める構成比	世界GDPに 占める構成比	世界貿易に 占める構成比
世界	66億5,343万人	60兆6,898億ドル	15兆8,908億ドル
ASEAN+3	31.4%	19.4%	22.7%
ASEAN+6	49.6%	23.3%	25.2%
FTAAP (APEC)	40.6%	53.3%	43.7%
TPP	5.7%	26.0%	12.3%

〔注〕①各広域FTA構想の構成国は以下の通り。

ASEAN+3：ASEAN10、日本、中国、韓国。

ASEAN+6：ASEAN10、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド。

APEC (FTAAP)：オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、米国、ベトナム。

TPP：米国、シンガポール、ブルネイ、ニュージーランド、チリ、オーストラリア、ペルー。

②世界人口は180カ国の合計。

③世界経済は世界の名目GDP（市場為替レート換算のドルベース）。

〔資料〕WEO (IMF)、各国貿易統計から作成。

リ、ペルー等米州の国々とはFTAを発効させているものの、アジア地域でFTAを発効させている国はシンガポールとオーストラリアのみである。韓国とは署名に至っていないものの発効はしていない。アジア大洋州地域で、米国を除くFTA交渉が進展する中、米国が同地域を含むFTAに対する関心を高めている。

FTAAPと関連し、米国が関与するFTAに環太平洋戦略経済連携協定（TPP）がある。TPPは、もともとは2006年にシンガポール、ブルネイ、ニュージーランド、チリ間で発効したものであり、通称、P4とも呼ばれている。TPPは、2008年3月から、積み残しであった投資と金融サービスについて交渉を開始していた。ブッシュ前政権時代の米国は、2008年2月にTPPの投資と金融サービス分野の交渉に参加することを発表、2008年9月にはすべての分野で交渉に参加する方針を表明した。また、オーストラリア、ペルーも参加を予定しており、ベトナムも関心を示しているとされる。これらの国はすべてAPEC加盟国であり、APECワイドのFTA構想において、米国が関与する多国間交渉の核が作られたこととなる。

しかし、オバマ政権のTPPに対する交渉姿勢は定かではない。TPPの第1回政府間交渉が2009年3月にシンガポールで開催される予定であったが、米国の政権交替後の通商政策が定かでないことなどから、延期されている。

これら広域FTAが世界の人口やGDP、貿易に占める位置付けをみたものが表II-8である。ASEAN+3とASEAN+6はそれぞれ世界人口の31.4%、49.6%、世界GDPの19.4%、23.3%、世界貿易の22.7%、25.2%を占めている。APECは日米両国が構成国となっているため、世界人口の40.6%、世界GDPの53.3%、世界貿易の43.7%を占め、世界の経済規模の過半を占める地域である。

## ■ アジア大洋州の域内貿易比率は44%

相次ぐFTAの発効などもあり、アジア大洋州地域における域内貿易比率は上昇傾向を示している。表Ⅱ-9は、アジア大洋州地域の主要地域と広域FTA構想のある地域、EU、北米自由貿易協定（NAFTA）の域内貿易比率をみたものである。ASEAN+6の域内貿易比率（往復貿易、再輸出調整）は2008年で44.2%であり、NAFTAを上回る水準にある。また、APEC（再輸出調整）については、2008年の域内貿易比率は64.1%となっている。

域内貿易比率の上昇は、直接投資の進展や物流コストの低下など各種の要因が寄与しているとみられるが、FTAによる制度面からの関税引き下げも寄与していると考えられる。

アジア大洋州地域では、2010年からは、主要なFTAで無税化が進展する見通しである。AFTAでは、先行6カ国がASEAN域内向けの関税をほぼすべての品目で無税化することに加え、ASEAN・中国FTA、ASEAN・韓国FTAでも大半の品目が無税化される。日本がASEAN諸国と締結しているFTAでも、段階的な関税撤

廃が一層進んでいく。FTAは、本格的に活用される時代となりつつあり、主要地域の域内貿易を一層進展させていくものと考えられる。

## (5) 米国、EUのFTA動向

米国では、自由貿易主義を全面に押し出したブッシュ前政権が、ドーハラウンドが進まない状況の中、FTAを通じて市場アクセスの拡大を推進してきた。ブッシュ政権以前の米国のFTA相手国は4カ国であったが、ブッシュ前政権は中南米、中東、アジア諸国と積極的にFTA交渉を進め、16カ国との間でFTAを締結した。

しかし、2006年10月に上下院で民主党が多数の議席を制して以降、ブッシュ前政権と議会の対立が強まった。それ以降締結されたペルー、パナマ、コロンビア、韓国とのFTAのうち、ペルーを除き批准されていない。2008年9月の金融危機以降、景気後退が鮮明化し、2009年1月に誕生したオバマ新政権は国内経済の建て直しを最優先している。そのため、通商政策は後回しにされる公算が高く、米国FTAには逆風が吹いているといえる。

表Ⅱ-9 世界の主要地域の域内貿易比率（往復貿易）の推移

（単位：％）

		1980年	1990年	1995年	2000年	2005年	2006年	2007年	2008年
アジア	ASEAN+6（再輸出調整）	-	-	-	41.9	44.1	43.2	43.1	44.2
	ASEAN+6	33.2	33.0	40.3	40.6	43.1	42.4	42.3	43.5
	ASEAN+3	28.9	28.6	36.9	37.4	39.1	38.2	37.8	38.5
	ASEAN	15.9	17.0	21.0	22.7	24.9	24.9	25.0	26.7
	ASEAN+中国	14.9	15.8	19.1	20.1	20.7	20.7	20.6	21.7
	ASEAN+インド	15.1	16.5	20.7	22.3	23.9	23.9	23.9	25.4
	ASEAN+日本	23.4	21.7	27.4	26.4	26.0	25.4	25.6	27.2
	ASEAN+6+台湾	35.1	36.2	43.7	44.9	47.7	46.9	46.6	47.3
	ASEAN+3+台湾	30.9	32.0	40.4	41.9	44.1	43.1	42.5	42.5
ASEAN+台湾	15.8	17.3	21.7	23.8	25.0	25.1	25.2	26.6	
米州	NAFTA	33.2	37.2	42.0	46.8	43.0	42.0	41.1	39.9
欧州	EU27	57.3	65.4	65.1	64.6	64.2	64.6	65.1	63.9
APEC（再輸出調整）		-	-	-	71.4	68.2	67.1	65.8	64.1
APEC		57.5	67.5	71.6	72.3	69.3	68.3	67.0	65.2
TPP		7.6	8.5	8.9	7.2	6.9	7.1	7.0	7.1

〔注〕① ASEAN+6はASEANおよび日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド。

② ASEAN+3はASEANおよび日本、中国、韓国。

③ APECはオーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、米国、ベトナム。

④ TPPは米国、シンガポール、ブルネイ、ニュージーランド、チリ、オーストラリア、ペルー。

⑤ 域内貿易比率（往復）は、 $(\text{域内輸出額} + \text{域内輸入額}) / (\text{対世界輸出額} + \text{対世界輸入額}) \times 100$ で算出。

⑥ ASEAN+6（再輸出調整）については、以下の推計方法を使用し、二重計上となる再輸出を調整した域内輸出額を推計。

< ASEAN+6の構成国シンガポールについての調整 >

・シンガポールの輸出額は、シンガポール原産の対世界輸出額を利用。

・シンガポールの対ASEAN+6輸出額は、シンガポール原産の対ASEAN+6輸出額

・シンガポールの対世界輸入額 = 対世界輸入額 - 対世界再輸出額

・シンガポールの対ASEAN+6輸入額（推計値） = 対ASEAN+6輸入額 ×  $((\text{対世界輸入} - \text{対世界再輸出}) / \text{対世界輸入})$

< ASEAN+6の非構成員香港についての調整 >

上記手順で算出されたASEAN+6の域内輸出額に加えて、以下の手順で調整。

・ASEAN+6から香港経由でASEAN+6に再輸出された額を加算。

・上記のうち、中国から香港経由で中国に再輸出された額を減算（中国国内貿易と見なされるため）。

⑦ APECはシンガポールとともに香港も構成員であるため、香港についてもASEAN+6のシンガポールと同一の方法で調整。

〔資料〕DOT（IMF）、台湾貿易統計、香港貿易統計、シンガポール貿易統計から作成。



EUは域内統合の深化に取り組むと同時に、EUの東方拡大、バルカン諸国と緊密・安定化、地中海諸国との経済関係強化を進めてきた。さらにはメキシコ、チリとのFTA締結、ブラジルやアルゼンチンで構成される南米南部共同市場（メルコスール）やコロンビアやペルーを含むアンデス共同体（CAN）など、中南米諸国とFTA締結に向けて交渉を進めている。GCCとも90年から交渉を行っているが、交渉は停滞し、19年目に入っている。

また、アフリカ・カリブ・太平洋（ACP）諸国との特惠関税協定であるロメ協定が2008年12月に失効することに伴い、これらの国とFTAを結ぶかたちで交渉を進めてきた。ACP諸国のうち、ハイチを除くCARIFORUM（カリブ）諸国とは既にFTAを発効させている。

また、EUは2006年10月に新通商戦略、「グローバル・ヨーロッパ」を発表、成長著しいアジアの新興国とのFTAを推進する姿勢を明確にした。韓国、ASEAN、インドを優先相手国とし、交渉が進められている。

EUのアジア諸国とのFTAで最も注目すべきは韓国とのFTAである。2007年5月に交渉開始、2009年7月に実質終了したとみられる。今後は2009年内の署名を目指すことになっている。論点のうち最大の難関は韓国の関税払い戻し制度の禁止条項であった。韓国には特定の輸出製品に組み込まれる部品・原材料の輸入に対して、一旦支払われた関税を払い戻す制度がある。もし関税払い戻し制度が残れば、対EU輸出においても第三国がFTAの恩恵を受ける可能性があるため、EUが禁止条項を求めていた。これに対し、韓国は関税払い戻し制度はFTAとは無関係に現存する制度であり、また域外からの部品・原材料調達比率が高いため、禁止条項は受け入れられないと主張していた。結局、両国・地域は、韓国企業が将来的に第三国からの部品調達を増加させた場合に対応するための特別規定を設け、払い戻し可能な額の上限を設定することとした。

韓国とのFTAと比べて、EUのインドやASEANとのFTA交渉はゆっくりしたペースで進められている。インドとは2007年6月に交渉開始、これまでに6回の交渉を終え、2009年末までの妥結を目指して交渉を進めている。ただし、関税、サービス・投資、政府調達と幅広い範囲で交渉が難航しているとの報道もある。ASEANとは2007年5月に交渉を開始、しかし交渉は難航し、2009年5月のASEAN経済大臣会合にて交渉の一時停止が決定された。EUはASEAN加盟国と個別の交渉を望んでおり、ASEANはこれに対して反対していた。交渉の再開時期は未定となっている。

### 3. 通商分野の規律の必要性

近年、企業活動はますますグローバル化し、企業のニーズは多様化している。各国・地域はGATTやWTOで自由化や規律の対象分野を拡大してきた。95年のWTO発足に伴い、かつての関税、非関税障壁に加えて投資・サービス、政府調達、知的財産権など多くの分野で自由化・規律化が約束された。

その後、ウルグアイラウンドで新たに合意された分野の自由化・規律化や競争分野の調和などを求める声が高まり、ドーハラウンドではサービスに加え、シンガポールイシューとして投資、政府調達、競争といった分野の検討が進められた。しかし、シンガポールイシューは結局、途上国などの強い抵抗により、交渉途上でドーハラウンドの交渉議題から外れるかたちとなっている。また、環境に関連する貿易措置についても、ドーハラウンドの中で十分な議論が行われているとはいえない状況にある。

また、ウルグアイラウンドが94年に終結して以来既に15年を経過している事実を看過することはできない。激動する経済活動に貿易ルールが対応していくためには、ドーハラウンドの早期終結が必要であることは当然であるが、WTOにおけるマルチのルール作りに加えてFTAや複数国間協定、二国間の枠組み等におけるルール作りの必要性が高まっている状況にある。

#### (1) 貿易と環境をめぐる議論

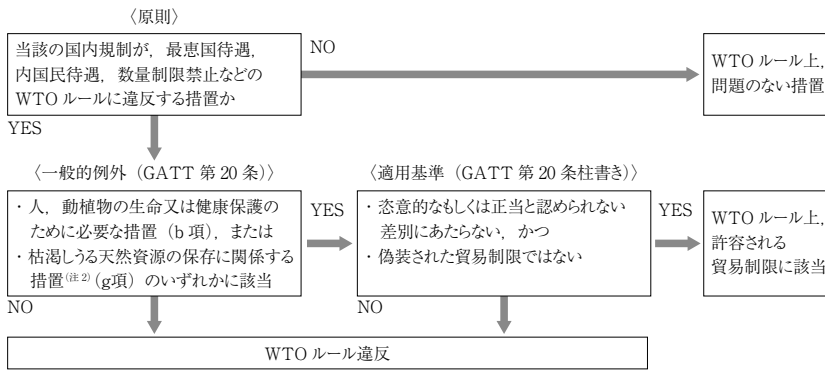
##### ■世界的な環境意識の高まり

世界全体で人々の環境に対する意識の高まりが見られている。地球温暖化は「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が発表した第4次評価報告書（2007年）の中で、「疑う余地がない」と断定された。崩壊する北極や南極の氷河、絶滅寸前の動植物、豪雨や干ばつなど、多くのネガティブなイメージがメディアによって人々に伝えられ、この問題が「可能性」から「現実」となっていることが認識されるようになった。今や数々の国際フォーラムや各国・地域で温暖化防止に向けた取り組みが進められ、原因の一つである二酸化炭素の排出を抑えるための試みが活発に行われている。

環境をめぐる大きな転換点は92年6月にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）である。182カ国、102人の首脳が集まり、21世紀に向けた持続的開発の行動計画である「アジェンダ21」を採択、「気候変動枠組条約」、「生物多様性条約」といった重要な条約に署名していくことになった。

地球サミットから10年後の2002年9月、もう一つの重

図II-2 WTOルール（GATT）上の環境保護基準<sup>（注1）</sup>



〔注〕①環境保護に関連するWTO文書としてはGATT第20条のほか、WTO設立協定前文、サービス貿易協定（GATS）第14条（b）、衛生植物検疫措置（SPS）の適用に関する協定（第2条ほか）、貿易の技術的障害（TBT）に関する協定（第2条ほか）などがある。

②当該措置が国内の生産または消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

〔資料〕WTO協定から作成。

要な首脳会議がヨハネスブルクで開かれた。「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルク・サミット）」と呼ばれるこの会議には、191カ国104人の首脳が参加、「アジェンダ21」の点検、「ヨハネスブルク宣言」や行動指針を示す実施計画が採択された。こうして、環境問題は迅速に解決すべきという認識が国際的に高まっていったのである。

同時に、経済発展に欠かせない自由貿易と環境保護の関係が議論されてきた。91年にGATTパネルで争われたキハダマグロ事件では、パネルは、イルカの混獲率の高い漁法で獲られたメキシコ産マグロに対して輸入規制を行った米国の措置は正当化されないとした。この判断を受けて環境保護団体が猛反発した。自由貿易ルールが環境保護措置を無効にしたと認識されたのである。しかし、それ以降国際的に議論が続けられ、両者の共存は可能という認識が高まっていった。地球サミットやヨハネスブルク・サミットにおいて自由貿易と環境保護の関係が議題に取り上げられ、両者は相互支持が可能と結論付けられた。ドーハラウンドでは、環境製品の関税撤廃・削減や既存の有害廃棄物や化学物質管理を目的とした環境諸条約とWTOルールとの整合を目指す「貿易と環境」が交渉事項の一つに挙げられた。

また、EUでは2002年7月に欧州委員会が発表した「第6次環境行動計画」にのっとり、製造企業の廃棄物に関する新しいタイプの規制である製品環境規制が相次いで導入されている。「汚染者負担の原則」や「予防原則」、ライフサイクル思考（後述）に基づき、製品の設計から廃棄物処理までのあらゆる段階で環境負荷の低減を加盟国や企業に求めるこれらの規制は、企業活動に大きな影響を与えている。そして、EUの製品環境規制は米国、日本、中国、韓国など他の主要国へと広がりつつある。

環境保護と自由貿易体制の維持の共存という意識に基づき、国際社会や各国はどのような行動を起こしているのか、とりわけドーハラウンドでは環境製品の関税撤廃・削減、WTOルールと環境条約の関係にはどのような議論があるのか、またEUの製品環境規制はビジネス活動にどう影響しているのかなどについて以下に検証する。

## ■ WTOにおける貿易自由化と環境保護の調整

気候変動対策など環境保護の取り組みが世界的に高まるに従い、WTOでも貿易自由化と、ときに相

反する環境保護の関係を調整することが求められている。GATTには環境保護に関する明確な規定が含まれないため、環境保護を目的とした国内措置のWTO整合性は、WTOの紛争解決機関によるGATT第20条「（自由化の）一般的例外」の解釈を通じて調整される場合が多い（図II-2）。

ECアスベスト事件では、WTO上級委員会が2001年、アスベスト繊維を含む製品の輸入を禁止するフランスの国内措置を人の生命または健康保護のために必要な措置と認め、かつ措置の適用基準もWTOルール上正当化されるものと判断した。同事件のようにWTOの紛争解決機関はある程度、環境保護を目的とした国内措置を自由化の例外として考慮する姿勢を示している。とはいえ、紛争解決機関の司法的判断のみに依拠した調整には限界があり、環境保護に関して加盟国の合意文書を採択する必要性が認識されている。

ドーハ閣僚宣言では、31～33項に貿易と環境に関する交渉議題が規定されている。主な論点は、①環境保護に役立つ製品や環境負荷の小さい製品（以下、環境製品）およびサービスに対する関税および非関税障壁の軽減または撤廃と、②WTOルールと多国間環境条約に規定された特定の貿易義務との関係の明確化である。その他、環境に配慮した産品であることを示す表示（エコラベル）についての検討を行うことなどが盛り込まれている。

### ■ 環境製品の関税撤廃

ドーハラウンドの貿易と環境交渉で最も議論に時間が割かれてきた論点は、環境製品の関税撤廃方式である。

日米EUなど先進9カ国・地域は、関税撤廃の対象として、12の分類に基づく153品目（HSコード6ケタレベル）を提案した。各国の品目細分類の差異を反映して、より詳細な定義付けや除外品の明示、国による品目ごと

の留保などが盛り込まれている。

さらに米国とEUは、全WTO加盟国が関税を撤廃すべき品目と、主要加盟国に限定して撤廃対象とする品目に分けて交渉する二段階アプローチを提案した。参加国を限定するアプローチは、約70の参加国間でIT関連品目の関税を撤廃し、対象品目の貿易額の約97%を自由化した情報技術協定（ITA）に近い。

また、日本政府は2009年1月、省エネ型製品を中心とした独自リストを提案する用意がある旨を表明した。

このように主に先進国が提案する、関税撤廃の対象となる品目をリストアップするリスト方式に対し、途上国は、先進国の提案する対象製品は必ずしも環境対策に用いられない、すなわち環境保護関連の利用

以外の目的で輸出入される場合（いわゆる環境製品のデュアル・ユース）があることを批判する。また、そもそも詳細な製品リスト化自体、技術力のある先進国の輸出に有利だとも指摘する。途上国は競争力を持つ農産品（バイオエタノール原料など）を交渉対象に含めることも主張している。途上国の代表的な提案としては、ブラジルが2007年11月、サービス交渉でも採用されている二国間でのリクエスト・オファー方式を提案した（表II-10）。

交渉はリスト方式とリクエスト・オファー方式が議長案に併記されるかたちで中断しており、交渉方式自体決定していない。貿易と環境交渉は、ドーハラウンドの非農産品市場アクセス（NAMA）交渉に密接に関わるため、交渉の進展はNAMA交渉に左右されるといえる。

#### ■ 多国間環境条約とWTOルールとの関係

貿易と環境交渉の第2の論点は、規制品目の輸入禁止など貿易制限的な多国間環境条約の規定とWTOルールの調整である。250を超える多国間環境条約のうち約20において、輸出入の禁止など、一義的にはWTOの貿易自由化ルールに一致しない義務が含まれる。これまでこうした規定がWTOで問題になった具体的な事例はないものの、環境条約の増加と複雑化に従い、今後WTOルールとの抵触が表面化するケースも想定され得る。

例えば、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書では、WTOの衛生植物検疫措置（SPS）の適用に関する協定の規定に基づく「予

表II-10 環境製品の関税撤廃方式に関する主な提案

提案国・地域（提案時期）	概要
日本、米国、EU、カナダ、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、台湾、スイス（2007年4月）	①大気汚染制御、②固形廃棄物・危険物の処理およびその再利用、③汚染土壌・汚水の浄化回復、④再生可能エネルギープラント、⑤熱・エネルギー管理、⑥下水管理および浄水処理、⑦最終利用または廃棄方法に基づく環境適合型製品、⑧よりクリーンな、または資源の利用効率の良い技術および製品、⑨自然環境危機管理、⑩天然（海洋）資源の保全、⑪騒音・振動防止、⑫環境モニタリング・分析・影響評価機器、の12分類、153品目をリストアップしたリスト方式。
米国、EU（2007年11月）	①世界銀行の報告に基づく、環境製品であることが明白な43品目を全153WTO加盟国が関税を撤廃すべき対象とし、②後発開発途上国などを除く主要加盟国に限定して、①の43品目を網羅した上記提案の153品目をベースに撤廃対象を交渉する二段階方式。一律撤廃への途上国から批判を受けて提案。
インド、アルゼンチン（2007年6月）	環境対策に資するプロジェクトと認定された活動に伴う貿易に限定して、関税やサービス障壁を特別に撤廃するプロジェクトベース方式。各国はまず環境対策に資する活動を行う民間企業および公的機関のリストを提出し、各国のリストに基づき、認定するプロジェクトを多国間で交渉。
ブラジル（2007年11月）	ドーハラウンドのサービス交渉でも採用されている「リクエスト・オファー」方式。各国は関税撤廃を希望する環境製品のリストを提示（リクエスト）し、リクエストを受けた各国は、応じられる品目を回答（オファー）する。ある国がオファーによって自由化に応じた品目は、最恵国待遇（MFN）ベースですべてのWTO加盟国に適用される。またブラジルは、環境製品を鉱工業品に限定せず、バイオエタノールなどの農産品も含めて交渉することを提案している。

〔資料〕WTO事務局資料から作成。

防原則」よりも高い水準の環境保全を規定している。具体的には、関連する科学的な情報および知識が不十分な場合でも、輸入国は生物多様性の保全などに悪影響があると判断する場合、当該生物の輸入を禁止することができる（カルタヘナ議定書第10条6項）。これは、入手可能な情報に基づき暫定的な衛生植物検疫措置をとることができるとするSPS協定第5条7項よりも踏み込んだ措置である。この点、将来的に、カルタヘナ議定書に加盟する国が採用する遺伝子組み換え物質の輸入禁止措置と、SPS協定との抵触が問題となる可能性がある。

その他、交渉の対象となっている環境条約には、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、有害化学物質等の輸出入の事前同意手続に関するロッテルダム条約、有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書などがある。

ドーハラウンドでは、どの環境条約のどの義務がGATT第20条を中心としたWTO上の環境関連の基準に照らして許容されるかの判断が求められる。日本は、環境条約上に明確に規定された貿易制限の義務があれば、当該義務はWTO協定に整合的と認定すべきとの立場をとる。

交渉を通じて、条約締約国であるWTO加盟国間での環境条約とWTOルールの整合性が明確化されれば、輸出入差し止めなどの企業の貿易リスクの予見可能性は相

当程度高まるため、今後の交渉の進展が期待される。

FTAでは、環境条約との整合性を明記しているものもある。NAFTA第104条はNAFTAとの抵触が最も少ない代替手段を取ることを条件に、特定の環境条約（モントリオール議定書、ワシントン条約、バーゼル条約など）がNAFTA上の義務に優先すると規定する。

現在注目されているのは、気候変動対策として各国が導入する措置のWTOルール整合性である。排出権取引制度を規定する京都議定書には、WTOルールと明確に抵触する貿易制限的措置の規定はない。むしろ排出量削減目標の達成にあたっては「加盟国は国際貿易への影響を最小限とする方法をとること」が要求されており、貿易と京都メカニズムとの調整を図っている。

しかし、目標達成のために各国が導入を検討している措置は内容や運用方法によってはWTOルールに抵触する可能性があり、注視が必要であろう。例えば米国やEUでは国境税調整（温室効果ガス排出削減約束を満たさない国・地域からの製品に対する課税）導入の検討が進んでいる。米国では2009年6月、将来の国境税調整の導入を可能とするクリーンエネルギー・安全保障法案が下院で可決された。同案では、2018年1月1日までに温室効果ガス削減に関する拘束力のある国際合意がなされない場合、大統領が、製品出荷当たりのエネルギー消費や排出量が当該産業の米国の基準を超過する国からの輸入に対して、国境税調整に相当する「国際備蓄排出枠」の購入を義務付ける制度の創設を議会に進言することが規定されている。

この点、WTOは2009年6月に、国連環境計画（UNEP）と共同で発表した貿易と気候変動に関する報告書において、各国の国境措置がGATT第20条を中心としたWTOルールに合致する必要があることを指摘している。

#### ■ GATT時代から続くエコラベルをめぐる紛争

環境に配慮した製品に関する情報を提供すること自体は、それが無差別に適用される限りにおいてWTOでも認められる。しかし、ラベリング要求が偽装された貿易制限となるような場合や、恣意的な運用が輸入品に対する実質的な差別となることは認められない。特に、エコラベルとWTOの貿易の技術的障害（TBT）に関する協定の関係などが論点となってきた。

最近の展開ではメキシコが2008年10月、イルカ誤獲がないマグロ漁法を採用していることを示す米国のラベリング制度の運用が実質的な内外差別に当たるとしてWTO提訴した。この案件はWTO発足前のGATT時代にもパネルで争われており、その際はラベル自体について、自由な販売を妨げるものではないとして支持する見解が示されたが、同報告書は採択されなかった。2009年

4月に紛争解決パネルが設置され、WTOにおける環境関連紛争の新しい局面として判断が注目されている。

## (2) EUを中心とした環境分野の国際スタンダード形成の動き

### ■ EUは先駆的な製品環境規制を次々と導入

製造企業の廃棄物に対する規制の考え方に大きな変化がみられる。過去には工場から直接排出される有毒ガスや廃棄物を制限する目的の規制が中心であった。しかし近年、廃棄物を効率的に規制するためには、製造のあらゆる段階で生じる環境負荷を抑えることが必要との認識が高まっていった。

こうした環境規制における新たな動きを先導するのはEUである。EUは規制の指針となる「第6次環境行動計画」を2002年7月に発表して以来、次々と製品環境規制を繰り出している。これまでに廃自動車（ELV）指令（2003年7月）、廃電気・電子機器（WEEE）指令（2005年8月）、電気・電子機器における特定有害物質使用制限（RoHS）指令（2006年7月）、化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則（REACH、2007年6月）、エネルギー使用製品（EuP）指令（枠組み指令：2005年8月、実施措置：2008年12月から順次）を導入している（表II-11）。

欧州委員会が2001年2月に発表した「統合製品政策（IPP）」のライフサイクル思考（LCT）が環境規制の方針・設計に大きな変化をもたらした。LCTとは、原料、製造、輸送、廃棄など製品のライフサイクル各段階で生じる環境負荷を低減するという考え方である。この考え方に基づいて設計された規制は、企業のサプライチェーン全体に影響を及ぼすことになる。これは、域外で生産活動を行う企業にとって、最終製品のメーカーであれ、そのメーカーに部品を提供する川上企業であれ、さらにその川上企業であれ、最終製品の仕向け先がEUである限り規制の影響を受けることを意味する。

製品環境規制の基本原則も規制の方針・設計に大きな影響を与えている。基本原則は①汚染者負担原則（“Polluter-Pays” Principle）、②予防原則（Precautionary Principle）、③予防的行動を取る原則（Preventive Principle）、④「汚れは源から断つ」原則（Principle of “Rectification of Pollution at Source”）の4つ。中でも汚染者負担原則は、化学物質のリスク評価や廃棄物処理などの責任を企業に負わせる考え方であり、直接的に管理方法などに影響を与える。例えばWEEE指令では、汚染者負担原則に基づき、製造者が廃棄物回収・処理義務を負っている。

これらの新しいタイプの規制が環境保護に十分に資す

るのであれば、持続的成長の観点から歓迎されるべきであろう。一方、規制が過度に企業活動を阻害すれば、EUでのビジネスが困難になってしまう。環境規制は強化される傾向にある。企業としては、その前提の上で企業利益を損なわないために製品設計・製造改革を進めていくと同時に、規制が阻害的にならないよう、EUのルール作りに積極的に参加していくことが求められる。

■ WEEE/RoHSは大幅に改正される見通し

WEEE指令はWEEEの再利用、リサイクル、エネルギー回収といった手段による削減を目指すものである。このためにEU加盟国と企業にWEEEの回収、リサイクルシステムの構築を求める。一方のRoHS指令は電気・

電子機器に含まれる6物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE））の使用を原則禁止し、代替物質の使用を義務付けている。

WEEE、RoHS指令はそれぞれ2005年8月、2006年7月に施行されたが、以降多くの問題が表面化した。WEEEでは廃機器の回収率が販売量全体の3分の1にとどまっているなど、実効性の問題が指摘されている。加盟国によって回収量（2006年）の差も生じている。欧州委員会資料によると、従来から環境意識の高いスウェーデンやデンマークの1人当たり回収量はそれぞれ14.4kg、11.1kgと高い一方、フランスやポルトガルはそ

表II-11 EUの主な製品環境規制

規制	施行日	概要		対象製品	状況
		目的	規制内容		
「廃車（ELV）」指令	2003年7月1日	廃車の回収、再利用、リサイクル推進による廃棄物削減。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃車の処理施設への移動、解体証明書の発行、車両登録から抹消にいたる一連のシステムの確立。</li> <li>・鉛、水銀、カドミウム、六価クロムの使用禁止。一部例外規定あり。</li> <li>・処理に係る費用のすべてあるいは大部分のメーカー負担。</li> <li>・廃車リサイクル率の85%以上（2006年1月まで）への引き上げ。2015年1月までに95%へ引き上げ。</li> </ul>	自動車、自動車部品	施行済。
「廃電気・電子機器（WEEE）」指令	2005年8月13日	廃電気・電子機器の回収、リサイクルの向上による廃棄物の予防および削減。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃電気・電子機器の分別回収システム、引き取りサービスや施設の確立。</li> <li>・年間1人あたり4kgの回収目標。</li> <li>・回収、処理、リサイクル、廃棄の製造者負担。</li> </ul>	大型・小型家電、IT通信機器、白物家電、照明器具、電気・電子工具、玩具・レジャー・スポーツ用品、医療機器、モニター機器、自動販売機・現金引き出し機といった電気・電子機器類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行済。</li> <li>・現在改正提案が共同決定手続きにて審議中。</li> </ul>
「電気・電子機器における特定有害物質使用制限（RoHS）」指令	2006年7月1日	電気・電子機器に含有される特定有害化学物質の使用制限による環境破壊、健康に及ぼす危険の最小化。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉛、水銀、六価クロム、カドミウム、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）の6種類の有害化学物質を一定以上含む電気・電子機器の製造、販売原則禁止。</li> <li>・製品の用途によっては例外的に当該物質を使用可能。代替物質がない場合も適用除外。</li> <li>・適合製品はCEマーク貼付のうえ販売。</li> </ul>	大型・小型家電、IT通信機器、白物家電、照明器具、電気・電子工具、玩具・レジャー・スポーツ用品、自動販売機・現金引き出し機といった電気・電子機器類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行済。</li> <li>・現在改正提案が共同決定手続きにて審議中。</li> </ul>
「化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則」（REACH）	2007年6月1日	技術革新促進、化学産業の競争力を維持しながら、人の健康および環境の保護の改善。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録：年間製造・輸入量1トン以上の化学物質を対象、該当する企業は技術書類一式や化学物質安全性報告書（CSR）など必要書類を欧州化学物質庁（ECHA）に提出。</li> <li>・評価：ECHAによるCSR評価など。</li> <li>・認可：高懸念物質（SVHC）を使用するにはECHAの認可が必要。</li> <li>・制限：ECHAによるリスク評価の結果、リスク軽減が必要な場合は製造、使用などを制限。</li> </ul>	化学物質、調剤物質、化学物質使用製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行済。</li> <li>・2008年12月に予備登録終了。</li> <li>・本登録実施中。</li> </ul>
「エネルギー使用製品（EuP）」指令	2005年8月11日	環境配慮設計（エコデザイン）による製品のライフサイクル全体での環境性能向上。省エネ規制の要素含む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般要求事項：製品の全ライフステージに関して環境側面評価、エコロジカルプロファイル（材料、廃棄物など）の作成。</li> <li>・特定要求事項：製品使用の際の待機電力などに一定の制限値の設定。</li> <li>・欧州標準化機関（CEN, CENELEC, ETSI）によるニューアプローチ的な考え方に基づく整合規格の策定。</li> <li>・実施指令の対象となる製品は適合宣言のうえCEマーク貼付の上販売。</li> </ul>	エネルギー使用製品全般。実施措置施行済みあるいは検討中の製品として、ボイラー、温水器、パソコン、バッテリー、照明器具、街灯、エアコン、セット・トップ・ボックス、掃除機、冷蔵庫などが挙げられる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品別に実施措置導入中。</li> <li>・行動計画発表。現在共同決定手続きにて審議中。</li> </ul>

〔資料〕 欧州委員会資料等から作成。

れぞれ0.3kgと0.4kg、技術的に劣るルーマニアは0.1kgと低くなっている。

RoHSでは曖昧な対象製品の定義から問題が生じている。企業にとって自社製品が規制対象となるかどうかは重要な問題であり、定義の明確化を求める声が頻繁に聞かれる。また、RoHSを守らない製品が市場では多く見受けられ、エンフォースメントの観点からも問題が指摘されている。

WEEE/RoHS指令は4年ごとに見直しが行われる。欧州委員会は上記問題の改善を目指し、2008年12月に改正案を発表、欧州議会、理事会に提出した。WEEE指令改正案では年間1人当たり4kgの回収目標を廃止し、代わりに過去2年間に販売された製品の平均重量の65%を目標とした。加盟国間で1人当たり回収量に差があることに対応したものと考えられる。この目標値は2016年から拘束力を持つ。一方、規制の対象となる各製品群に定められたエネルギー回収率(元々80%)、再利用率(同75%)、リサイクル率(同75%)を5%ずつ引き上げ、目標が高められた。さらに、WEEE指令対象品目についてEC条約第95条(域内調和)に基づくRoHS指令を参照することで、加盟国間が定める製品リストの相違の解消を目指した。これまではEC条約第175条(環境保護)に基づいていたため、加盟国は対象製品を自由に追加することが可能であり、差異が生じていた。

RoHS指令改正案では規制対象範囲を定義する製品の一覧表を作成することが盛り込まれた。一方、これまでの指令の対象となっている8つの製品群に加え、それまで対象外となっていたカテゴリー8(医療機器)と9(モニターおよび管理機器)が対象となった。使用禁止物質に関しては、改正案作成段階では現行対象物質の6物質に加え、ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)、フタル酸ジエチルヘキシル(DEHP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジブチル(DBP)の4物質を規制対象に加えるかどうか議論されたが、結局将来的な検討事項となった。このほか、製品が市場に出回った後の監視機能強化として、適合評価機関からのCEマーク(EU指令や規則に基づく整合規格適合を示すマーク)取得義務が課された。

今後、WEEE/RoHS指令改正案は共同決定手続き(EUの立法手続き)を経たうえで採択される運びとなっている。改正案は共同決定手続きの過程で修正が加えられる可能性がある。理事会では2009年7月から環境立国のスウェーデンが議長国となっている。最終的な改正案が企業にとって厳しい内容に変更されるリスクは排除できない。

#### ■正念場となるREACH登録段階

REACHは化学物質登録や安全性評価を企業に義務付

け、最終的には化学物質の製造・販売を規制する規則である。年間1トン以上の化学物質を製造・販売あるいは域外から輸入する企業は当該物質の登録が義務付けられる。2007年6月に施行、2008年6月から同年12月を期限として化学物質の予備登録が行われた。今後、年間製造量に応じて定められた期限までに本登録を行うことが求められる。

REACHはこれまでにない新たなビジネス・ルールの要素を含み、対応に戸惑う企業は少なくない。従来の化学物質関連規制と異なる点は、①化学物質のみならず物質を使った製品、つまり電気・電子機器といった成形品も対象、②新規のみならず既存の化学物質も対象、③登録は物質ごとではなく用途ごと、④サプライチェーン義務などが挙げられる。サプライチェーン義務では上流企業(化学メーカー)の化学物質情報をサプライチェーンの下流企業(調剤〈二つ以上の化学物質の混合物〉メーカー)に伝達、あるいはその逆でメーカーは製品用途情報を調剤、化学メーカーに伝達する義務がある。企業のサプライチェーンの国際化が進む中、情報伝達システムを世界大で構築していくことは容易な作業ではないと考えられる。

欧州委員会にとってもREACHは初めての試みであり、手探りで運用が進められている。その結果、規則には多くの曖昧な箇所がみられ、かつ頻繁に変更されるため、企業は対応に苦労している。

この上、域外企業は、直接的に物質を登録することはできず、域内の輸入業者(多くの場合域外企業の欧州現地法人)、あるいはコンサルタント会社など「唯一の代理人(OR)」に登録代行を依頼することになる。ここでの問題は、域外の調剤企業が、その国の化学メーカーの製品を調達し、調剤製品をEUへ輸出する場合に起こり得る。この場合、化学メーカーか調剤企業のいずれかがEU域内輸入者あるいはORを代理に立てて調剤製品の登録を行わなければ、調剤企業はEUへ輸出できなくなる。調剤企業としては、輸出を続けるのであれば、調達先の化学メーカーに登録を依頼するか、自らするか、あるいは登録済みの化学メーカーからの調達(国内外問わず)に切り替えるかの選択肢がある。ある日本の化学メーカーは営業戦略の一環として、直接にEUへ輸出がない化学物質であっても、顧客である調剤企業との関係を考慮してその物質の予備登録を行った。

本登録には同じ物質を製造する企業同士で物質情報交換フォーラム(SIEF)を形成し、物質の有害性や安全性評価など必要な書類を提出することが求められる。登録先となる欧州化学物質庁(ECHA)の資料によると、SIEFの形成を調整するPre-SIEFの数は5万を超え、さらには

1,000以上の参加企業から成るPre-SIEFは100以上あり、難しい運営が予想されている。

このような状況の中、欧州企業の中には毒性検査者(Toxicologist)を抱え、既に有害性試験を実施、関連データを他企業に売りに出そうと準備しているところもある。一方の日本企業はSIEFで苦戦することが予想される。SIEFは競合企業により構成される。域外企業は輸入業者(現地法人)またはORをSIEFに参加させる必要がある中、域外企業としてどこまでSIEFの場で意見を反映できるかが不透明であり、適切に試験の費用分配などに関する交渉を進めていくことは難しいと考えられる。

REACHは企業に事業計画の見直しを迫る可能性がある。対応コストが高ければ、EUへの輸出をあきらめる企業が出てくるかもしれない。また、域外企業の対応が遅れば、それまで域外企業から物質を輸入していた域内企業が域内からの調達に切り替える可能性も排除できない。

#### ■ 欧州の新たな取り組み、エコデザイン規制

EuP指令はエネルギー使用製品の設計段階で環境に配慮(エコデザイン)し、エネルギー効率の上昇などを図り、ひいては持続的開発やエネルギー安定供給への貢献を目指すものである。エネルギー使用製品は、エネルギー源に依存する製品、あるいはエネルギーを生産、移動、測定するための製品を指す。ボイラー、パソコン、複写機、テレビ、オフィス用照明、エアコン、冷蔵庫など幅広い電化製品が対象となる。トップランナー方式を通じて高度な省エネ技術を開発している日本企業にとって、製品の省エネ化も狙いの一つとするEuP指令を上手く利用すれば競争力強化につながる可能性がある。

EuP指令は2005年8月に施行された。ただし、これは枠組み指令であり、条件や基準など一般的な原則を定めるにとどまる。具体的な製品グループごとの実施措置(Implementing Measure)は発効後に順次定められていくことになっている。実施措置の制定後、ニューアプローチ(欧州標準化機関による規格作成)的な考え方に基づく整合規格の規格作業に入る。企業はこのようにして定められた規格に自社製品を適合させ、適合の証明となるCEマーク貼付の上、販売する。

欧州委員会はこれまで実施措置作成のために製品の調査、欧州委員会や企業などステークホルダーによる諮問フォーラムを開催してきた。そして2008年12月には家電やオフィス機器のスタンドバイ、オフモード、2009年2月にはコンピュータのセットトップボックス、同年3月には家庭用とオフィス用照明、街灯、工業用照明、同年4月には外部電力供給のエコデザイン要求事項といった措置を公表した。

このように、EuP指令については、実施措置が順次公表され始めた。現在でも多くの製品や機能が検討対象となっている。各措置が公表されるまでは諮問フォーラムを通じて企業の要望がインプットされる。RoHSでの対応で厳しい状況を経験した日系企業は、在欧日系ビジネス協議会(JBCE)を通じて、ルールに影響を与えるべく欧州委員会等への積極的なロビイング活動を行っている。JBCEはデジタルヨーロッパ(旧欧州情報・通信・民生電子技術産業協会(EICTA)、2009年3月に改名)など欧米の関連団体と協力して、共同ガイダンスの策定や、欧州委員会への要望書提出を行っている。例えば、スタンドバイモードで電力消費を0.5ワット以下に抑えるという規制は、世界の企業にとっては現実的でない内容であった。当初は措置公表から3年以内の適用が予定されていたが、JBCEは適用猶予期間の1年後から3年以内への適用を働きかけ、最終的に実施措置に取り入れられることになった。

日系企業にとって気の抜けない日々は続く。欧州委員会は2008年7月に持続可能な消費・生産・産業に向けたアクションプラン(行動計画)を発表、その中でEuPの対象製品をエネルギー使用製品だけでなく、すべてのエネルギー関連製品(ErP)に拡大することを提案した。製品使用時のエネルギー使用に関係なく、間接的にエネルギー消費に影響を与えていれば対象となる。例えば、窓、断熱材といった建設資材、水道の蛇口やシャワーヘッドなどの水回り製品が挙げられている。さらに、欧州議会は全製品を規制対象とするよう要求するといった動きを見せている。日本企業としては、JBCEなど業界団体を通じて、意見を主張していくことでルール作りに参画していく必要がある。

#### ■ EUの製品環境規制に対してどう対処すべきか

製品環境規制に対する企業の理解は高まりを見せている。欧州の代表的な業界団体であるビジネスヨーロッパ(BUSINESSEUROPE)の環境専門家も、欧州企業の環境に対する意識の変化を指摘する。製品環境規制に反対する声が強かった以前と比べて、近年では欧州委員会の環境政策をおおむね受け入れている。

しかし、法自体あるいは法の運用に不具合があり、企業に負担がかかっている状況も見られる。EU法の問題の一つとして、曖昧さが指摘される。法が曖昧なため、規制に対して正しく対応できているか判断が難しい場合がある。EU法のこうした特徴に手を焼いているのは日系企業だけではない。ビジネスヨーロッパの専門家は、欧州企業も曖昧な規制を問題視していると述べる。

曖昧な法、ビジネスの実態からかけ離れた内容、これらの問題に対処するためには企業と欧州委員会のコミュニ

ニケーションは必要不可欠である。欧州委員会環境総局の担当官は、法案策定には企業の意見・要望が欠かせず、企業は積極的に法案形成に参加していくべきと指摘する。日系企業に対しても日本政府や業界団体を通じて要望を示して欲しいと述べている。

JBCEはEU規制への対応に関して早め早めの対応を日本企業に求めている。EUの政策立案形式には共同決定手続きとコミトロジー手続きの2つがある(図Ⅱ-3)。共同市場に関するEU指令や規則などの欧州委員会提案は、共同決定手続きを経て欧州理事会と欧州議会によって承認される。一方、欧州委員会決定はコミトロジー手続きを経る。コミトロジー手続きとは共同決定手続きにより成立した法案の詳細を詰める手続きである。EuPの例であれば、枠組み指令自体は共同決定手続きを経て決定されたが、具体的な製品ごとの実施措置についてはコミトロジー手続きを経て決定される。日系企業の中にはコミトロジー手続きから情報収集を開始、各国での施行時点で対応方針、事業変更の検討を初めて行う企業がみられる。これでは対応が遅すぎる。求められるのは欧州委員会の方針を示すグリーンペーパー発出時点から情報収集を開始、共同決定手続きにかかる前の欧州委員会提案策定(準備調査など)での要望表明など、いわば立案

過程と連れ添っていく姿勢が求められる。このように積極的な対応を取らなければ、欧州企業と同じスタートラインには立てない。

また、欧州で上手くビジネスをしていくには迅速かつ臨機応変な企業決定が求められることがある。REACHのSIEFでは企業としての要望を提示し、最終的なアウトプットに自社の考えを反映していかなければならない。ここでは、SIEFの動向に合わせて臨機応変な決定が求められる。そこでJBCE事務局は、現地日系企業の多くはこうした迅速な判断や決定のためには欧州に信頼できる人材を置くべきとアドバイスする。欧州には情報収集、伝達、そしてロビイングなどに関わる人材を常駐させることが不可欠とみる。最初から詳細に規制を定める日本政府とEUではビジネスのやり方に大きな違いがある。この点を理解し、迅速な対応が可能となる体制を築く必要がある。いずれにせよ、欧州規制への対応能力の強化が求められる。

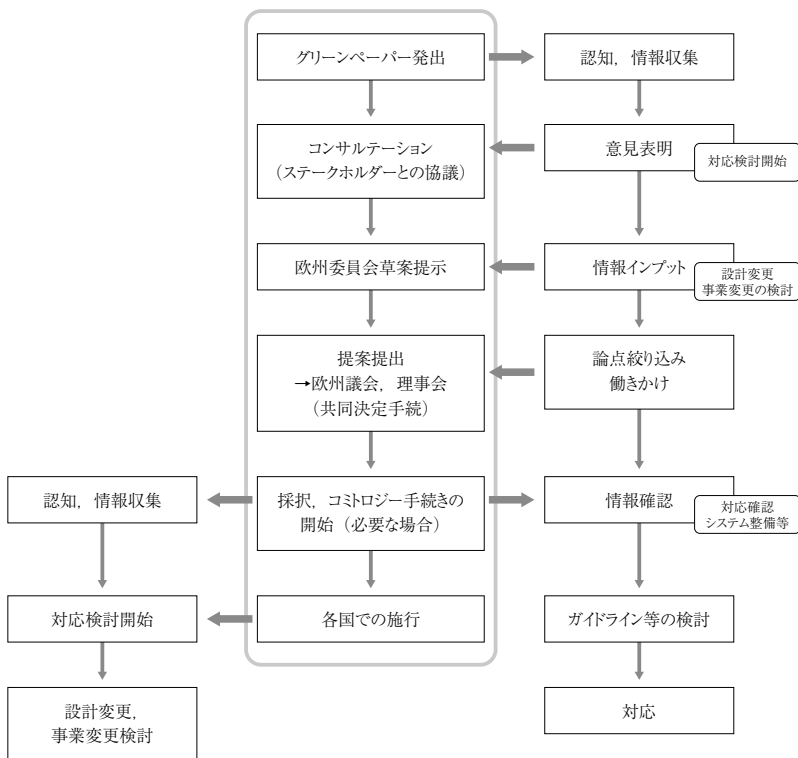
■ 欧州製品環境規制は世界へと広がる

EUの製品環境規制は世界中に広がりつつある。把握されているだけでも米国、日本、中国、韓国、タイ、ベトナム、トルコといった国々が、RoHS指令、WEEE指令、REACHなどに類似した規制を導入している(図Ⅱ-4)。

製品環境規制が世界に広がるメカニズムには少なくとも以下の3つが考えられる。第1に国際条約締結による普及である。2002年に開催された持続可能な開発に関する世界サミット(ヨハネスブルク・サミット)で発出された実施計画には、「ライフサイクルを考慮に入れた化学物質や有毒廃棄物の健全な管理」と盛り込まれた。これはEUのLCTに基づくサプライチェーン規制の考え方と共通する。後述する日本の化学物質審査規制法(化審法)の改正はこの宣言の影響を受けている。

第2に実際の貿易を通じた拡大である。世界最大の市場規模を誇るEUは、貿易を通じて域外国に影響を与えることができる。EU向けに輸出をする域外企業は自社製品をEUの厳しい基準に合わせて生産する。同時に、国内市場向けあるいは他国市場向けの製品にも同様にEU基準を適用する。市場ごとに異なる製造方法を用いればコストがかさむからである。一方、EUの基準に合わせて製造された製品は、国内の緩い規制に準

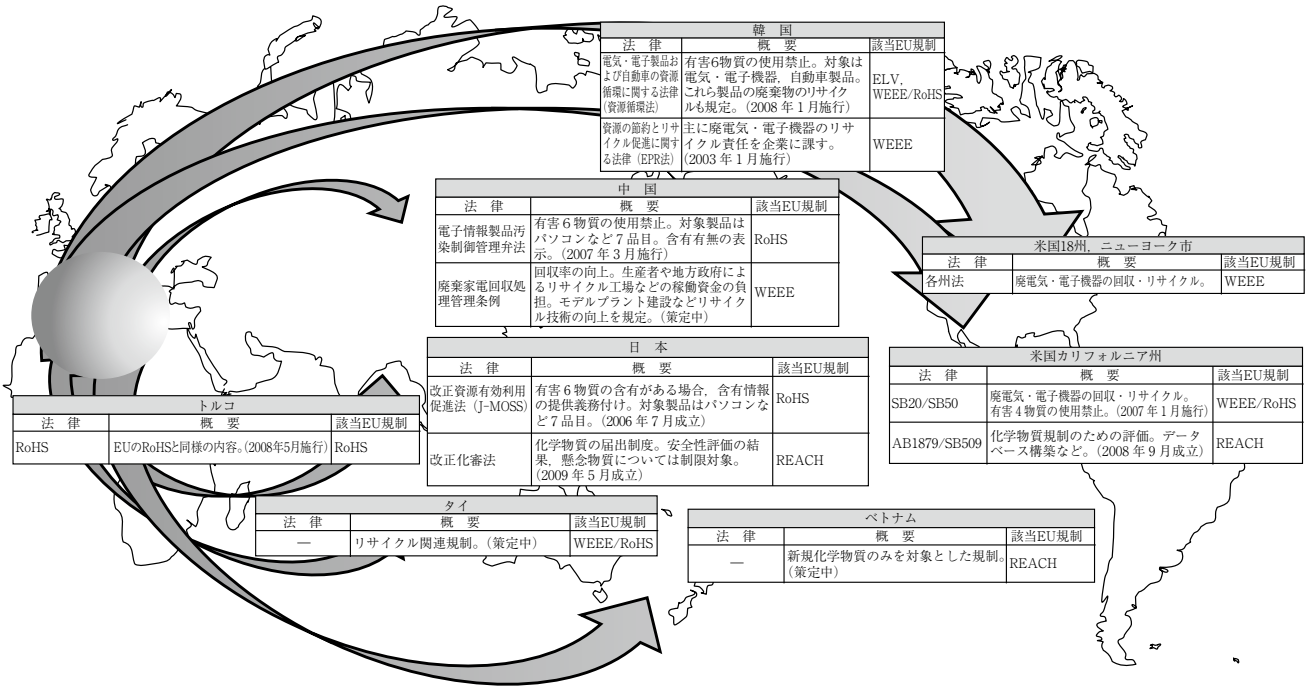
図Ⅱ-3 共同決定手続き、コミトロジー手続きにおける企業の対応例  
 法制定後に対応      EU立法過程      早目の対応



[注] 共同決定手続きはEUの諸法・規則制定にかかる手続き、コミトロジー手続きは欧州委員会による実施措置等詳細規定制定にかかる手続き。  
 [資料] 在欧日系ビジネス協議会資料から作成。



図II-4 世界に広がるEUの製品環境規制



〔資料〕各種資料から作成。

じて生産している企業の同製品と比べて価格競争力で劣る場合がある。この場合、国や企業はEUの規制と同水準の規制を導入するインセンティブを持つことになる。EUとの貿易関係が強いほどその傾向は強い。こうして、EUレベルの製品環境規制が広がっていくことになる。

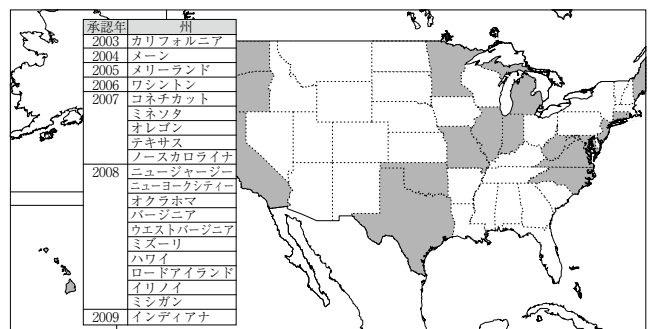
第3にEUによる外交努力を通じた伝達である。欧州委員会環境総局の担当官は「世界規模でのレベル・プレイング・フィールド規制が重要」と述べる。ビジネスヨーロッパの専門家も製品環境規制の世界拡大を推進すべきと主張する。そのためには域外国、特に途上国への二国間協力など直接的な働きかけが重要となる。

米国カリフォルニア州は国内で最も環境に対する意識が高く、シュワルツネガー州知事の主導の下、州政府は大々的に環境政策を推し進めている。電気・電子機器のリサイクルを目的とした電子廃棄物条例(SB20)が2003年9月に制定された。その後、EUのRoHSの要素を含める方向で一部修正がなされ、2007年1月にSB20/SB50が施行された。規制対象となる化学物質が一定量以上含まれるノート型パソコンなどの製品の販売が禁止されている。

製品環境規制導入はカリフォルニア州にとどまらない。廃電気・電子機器のリサイクル規制は連邦政府レベルでは今のところ限定的である中、州・都市レベルで導入が進められている(図II-5)。これらのほとんどの州・都市で汚染者負担原則を部分的に取り入れ、テレビ、コンピュータといった製品のリサイクル負担を企業に課す法律を制定している。

ただ、各州がそれぞれ異なる規制を導入すれば企業の

図II-5 米国で広がる廃電気・電子機器リサイクル関連法



〔資料〕ジェットロ通商弘報, National Electronics Recycling Infrastructure Clearinghouseから作成。

負担が増加する。インテルの担当者は州ごとに基準が異なれば書類作成や試験などのコストが増すと問題視している。このため、米国のエレクトロニクス業界は統一した連邦法の導入を議会に働きかけている。

カリフォルニア州はSB20/SB50にとどまらず、REACHをモデルとした「グリーン・ケミストリー・イニシアチブ(GCI)」を開始した。目的は廃棄時に限らず生産・使用の全過程での有害物質の低減、すなわちサプライチェーン全体に影響を与える規制の導入である。GCI実現の大きな一歩となるAB1879/SB509が2008年9月に成立、カリフォルニア州有害性物質管理省(DTSC)は2011年1月までに製品中の化学物質、化学成分を割り出すと同時に、化学物質へのエクスポージャーや危険性レベル低減のために懸念物質を評価する工程を定める。懸念物質の用途は制限や禁止の対象となる。このために、

DTSCは州内に限らず全米、世界から物質情報を集め、消費者がウェブで閲覧できるデータベースを構築する。GCIの動向は他州も注目しており、リサイクル規制と同様、将来的には全米に広がっていく可能性がある。

日本でも製品環境規制の導入が進む。まずは日本版RoHSの登場である。資源有効利用促進法(91年制定)が2006年7月に改正され、「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法(J-MOSS)」が導入された。鉛やカドミウムなど6物質を規制対象としている点はRoHSと同じである。一方、RoHSのように規制物質の使用を制限するのではなく、基準値を超える場合に含有マーク表示を義務付けているにとどまる。また、対象製品がパソコンや冷蔵庫など7品目と限定的であり、ほとんどの電気・電子機器を対象とするRoHSより緩い規制となっている。

日本版REACHも登場した。化審法(73年制定)改正案が2009年5月に国会で承認、1年以内に施行される運びとなっている。改正化審法の趣旨には化学物質の人や環境への影響の最小化をうたうヨハネスブルク・サミットなど環境サミットが参照されており、国際的な流れの影響を受けていることが分かる。

改正化審法は既存化学物質を含むすべての化学物質を対象とし、一定量(1トン予定)以上製造・輸入する企業に届出義務を課す。届出された化学物質のうち、毒性の高い物質を対象に安全性評価を実施、必要に応じて企業には有害性に関する情報の提供を求める。安全性評価の結果、生物への影響が懸念される物質については特定化学物質として製造・輸入認可の対象とする。

改正化審法はREACHと同様に企業のサプライチェーン間の情報伝達システムの構築を促す仕組みとなっている。これまで日本では川下(メーカー)から川上(化学メーカー)へ化学物質などの照会を求めることはあっても、川上から川下への情報伝達はなかったとされている。しかし改正化審法は双方間の情報の行き来を求める。日本のアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)などが推進する情報システムの構築を含め、サプライチェーン間の情報伝達システムの確立が求められる。

近年の急激な工業化に伴い、河川や大気汚染が悪化の一途を辿る中国では、環境は政策において重要な位置を占めるようになった。同時に、EUの製品環境規制への関心も高まっている。

2006年2月に電子情報製品汚染制御管理弁法(以下、弁法)が公布、2007年3月に施行された。この弁法はEUのRoHSによく似ており、「中国版RoHS」と称されている。規制の対象となる物質はRoHSと同様6物質となっている。弁法は二段階に分けて施行される。第一段階で

は製品中の対象物質量が閾値を超える場合、企業は物質情報を製品に表示する義務を負う。第二段階では「重点管理目録」に掲載された品目について、安全性の認証(CCC)を得る必要が生じる。

さらに、中国政府は廃棄家電回収処理管理条例(以下、条例)を策定中である。条例の目的は回収率の向上、生産者や地方政府によるリサイクル工場などの稼働資金の負担、モデルプラント建設などリサイクル技術の向上などである。

日本企業の最大の貿易パートナーである中国でのこうした動きは、EUでの動きよりも直接的に日本企業に影響を与える。日中両国企業のサプライチェーン構築が広がりを見せる中、企業間での協力もより重要となる可能性が高まっている。

各国で導入あるいは導入予定の規制はこれまでのところリサイクル規制や化学物質規制が中心となっている。特徴はそれぞれ異なるが、EUの製品環境規制が大きな影響を与えていることは間違いない。

今後はEuPが世界に広がっていく可能性がある。EUは欧州規格の国際標準化政策を推進しているからだ。EuPの実施措置のベースとなる整合規格はニューアプローチに基づき欧州電気標準化委員会(CENELEC)など標準機関を通じて規格化される。このようにしてできた規格は①国際標準機関(IECやISOなど)、②実際の貿易を通じたデファクトベース、③相互認証協定(MRA)、④途上国への技術支援などさまざまな媒体を通じて海外へ伝達していく。

EU製品環境規制の影響を受けて各国で導入されている法律や手続きはそれぞれ異なり、企業としてはEU規制に対応できればすべてに容易に対応できるわけではない。だが、多くの場合規制値や対象物質、製品などはEUと同じかそれ以下となっているようである。RoHSやREACHで築いた情報伝達システムも応用が利く。日本企業としてはEU規制に十分に対応することで、国際標準化に備える必要があるといえよう。

### (3) FTA, 投資協定を中心に自由化・規律化進む投資・サービス

投資、サービス分野においてもFTAや二国間協定を通じた自由化・規律作りが進展している。WTOで、投資、サービス分野を規律する協定には、サービスの貿易に関する一般協定(GATS)や貿易に関連する投資措置に関する協定(TRIM)などがある。しかし、GATSはサービス分野の内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセスについて規律するものの、例外事項が多いことや製造業分野は対象となっていない。TRIMもローカルコンテンツ要

## Column II - 1

## ●NAFTAのトラック乗り入れで米国が停止措置

FTAの投資章やサービス章によって自由化が盛り込まれた事例に北米自由貿易協定（NAFTA）におけるトラック輸送サービスの相互乗り入れ規定がある。

NAFTAでは、2000年以降、メキシコから米国全域への越境トラック輸送を可能とすることが規定されている。しかし、米国側で反対運動などがあり、実施は延期されてきた。それでも両国政府の合意により、2007年から、トラック相互乗り入れに向けた試験的プログラムが開始され、2010年8月末までの試験期間を経て正式決定がなされる予定であった。しかし、オバマ政権は、

2009年3月に成立した米国の2009年度歳出予算から、米国・メキシコ間のトラック相互乗り入れ試験プロジェクトの予算をカットした。このため、試験的プログラム自体が続行不能となり、本格運用も暗礁に乗り上げる事態となっている。米国側では、環境保護団体やトラック関連の労働組合等からの反対があるとみられている。

これに対して、メキシコは米国側の措置がNAFTAの協定違反であるとし、2009年3月に対抗措置を打ち出した。具体的には、89品目の米国産農産品と工業製品に対し、特惠関税を停止している。

求や輸出入均衡要求の禁止など一部のパフォーマンス要求の禁止に限定されているなど、WTOにおける規律範囲は限定的な状況にある。

こうした中、各国は投資額が多い、あるいは資源分野に投資が集中している国等、関心の高い国との間で、投資協定やFTAの中で投資章やサービス章を締結している。ドーハラウンドが進展せず、また投資がラウンドの交渉対象外となる中、投資・サービス分野は投資協定やFTAの枠組みで先行して自由化・規律化されている。

投資協定には、投資保護あるいは投資自由化の要素を含むもの、または両方の要素を含むものがみられる。投資保護は投資許可後の内国民待遇、最恵国待遇に加え、国有化された場合の取用・補償や公正衡平待遇、投資家対国家の紛争解決規定などが含まれるのが一般的で、投資自由化は投資許可前の内国民待遇、最恵国待遇、パフォーマンス要求禁止などが対象となる。内国民待遇や最恵国待遇、パフォーマンス要求禁止などは、上述のGATSやTRIMでも対象となっているが、製造業を対象とすることやより高い水準でバインドされる効果がある。投資家対国家の紛争解決規定や公正衡平待遇等については、WTOではカバーされていない分野である。投資協定は、このようにWTOプラスの内容を幅広く含むものである。

国連貿易開発会議（UNCTAD）によると、2007年時点で、世界では2,608件の二国間投資協定が締結されている。締結数の多い国は、ドイツ（135件）、スイス（114件）、フランス（99件）、オランダ（95件）などで、欧州諸国が上位を占めている。

日本はこれまで投資協定の締結数は相対的に少なかったものの、近年、急速にその締結数を増やしている。日本が締結している投資協定の件数は、二国間投資協定が15件（内13件が発効済）、FTAの投資章が9件（内8件

発効）、合計で24件となる。2008年には新たにラオス（2008年8月発効）、ウズベキスタン（2008年8月署名）、ペルー（2008年11月署名）と投資協定を発効・締結している。FTAのような幅広い分野を含む協定締結には、包括的な交渉が必要となるが、投資・サービス分野を対象とする協定である投資協定については、FTAよりも交渉に要する時間が少なく済むため、FTAと投資協定を柔軟に使い分けて締結されている。日本政府は今後、資源産出国や日本企業の進出拠点となっている国・地域と積極的に投資協定を締結する方針を示しており、投資協定締結の加速化が期待される。

#### (4) 世界最大の米国政府調達市場に参入するためには

国際貿易における政府調達の自由化・規律化を定める協定にWTOの政府調達協定（96年発効）がある。協定加盟国は内国民待遇の付与、公平・透明性、苦情申立手続きの設置、国産品使用義務の廃止などが義務付けられている。

一方、政府調達協定は加盟国・地域がわずか14カ国・地域と限定的<sup>(注2)</sup>で、さらに約束した適用範囲と対象機関以外はすべて加盟国・地域の自由となるなど、他のWTO協定と比較して不十分な内容となっている。この

(注2) WTO政府調達協定加盟国・地域は日本、米国、EU（27カ国）、カナダ、香港、韓国、イスラエル、リヒテンシュタイン、ノルウェー、オランダ領アルバ、シンガポール、スイス、アイスランド、台湾。現在中国などが加盟交渉を進めている。中国は2007年12月に初期オファーを提出したが、米国は自由化対象に政府サービスが含まれていない点、多くの国営企業が除外されている点、経過期間として15年を要求している点、地方政府が含まれていない点を非難している。

背景には、政府調達自由化・規律化への各国・地域の抵抗が挙げられる。多くの場合、政府調達関連制度は安全保障上の理由、あるいは産業保護・育成の理由から、一般的に透明性が低く、入札においては国産品や地場産品を優遇する内容を含むものが多い。GATTでは長い間内国民待遇原則の例外として扱われてきた経緯がある。

米国も例外ではない。米国は自国製品や資材の使用について国産品使用義務、入札価格評価の際の外国製品価格に対する6～12%上乗せを義務付ける、1933年連邦バイアメリカン法を適用している。また、連邦政府機関の予算関連法（2007年国防歳出法、国土安全保障歳出法、2009年米国再生・再投資法〈景気対策法〉など）、「安全で責任のある柔軟かつ効率的な交通標準化法」、鉄道旅客サービス法など大量輸送機器の購入に関する法律、そのほか地方レベルでも国産品・地場産品を優遇する条項を入れている。

米国の政府調達市場規模は1兆3,000億ドル超（2004～2006年度平均）に上り、GDPの約11%を占める巨大市場となっている。これはブラジルのGDPとほぼ同じ規模である。さらに、2009年2月に成立した景気対策法により、約707億ドルに上る環境関連プログラムが加わり、不況が長引く中、海外の企業にとっても大きな機会となり得る。だが、この巨大な市場は上記の法により保護されている。WTO政府調達協定や米国とのFTAにより一部市場アクセスを得ている国・地域もあるが、米国は基本的には「バイアメリカン」な国なのである。例えば、国防総省の議会報告書によると、2008年度の防衛省の調達額全体（約3,960億ドル）に占める外国製品・サービス（約237億ドル、うち日本製は約5億4,000万ドル）の割合はわずか6%にとどまっている。また、同年度の商務省の物品調達額全体（約1,600万ドル）に占める外国製品（約120万ドル）の割合も7.2%と低い。

各国・地域は不完全なWTO政府調達協定を補うべく、FTAを通じて相手国の政府調達市場の開放を求めている。例えば、米国はFTA相手国が政府調達協定に加盟していない場合、協定とほとんど同じ自由化・規律化を要求する。また、相手国が加盟国であれば、協定以上の自由化を要求する。逆にいえば、米国市場で差別を受けている政府調達協定未加盟国にしてみれば、米国とのFTAは巨大な米国市場のアクセスを得る機会でもある。例えば、オーストラリアは協定に加盟していないため、オーストラリア企業は米国市場で不利な競争を強いられている。米国は2005年1月に発効した米国・オーストラリアFTAを受けてオーストラリア企業・製品をバイアメリカン法の適用除外とした。これにより、オーストラリア企業は一定金額以上の政府調達案件については内国民待遇

を得た。

米国の連邦・一部州政府がオーストラリア企業に対してバイアメリカン法の適用対象外としたことで、企業の参入機会が高まっている。国防総省の議会報告書によると、2005年度におけるオーストラリアのFTA枠での国防総省調達額は約1,600万ドル、2006年度は約5,200万ドル、2007年度は約400万ドルとなっている。

FTAを通じて限定的なWTO政府調達協定を補完する、また未加盟国への差別を撤廃することは、企業にとってFTA相手国の政府調達に参入する機会を高め、貿易の拡大につながるのである。

## (5) 議論進む知的財産権の保護

### ■国際的な保護基準を確立したTRIPS協定

特許権や著作権といった知的財産（以下、知財）権はいまや、貿易や直接投資といった経済活動に不可欠なインフラのひとつである。知財の保護が徹底されれば、創造意欲が増進され、発明や技術開発等を後押しする効果をもたらす。一方、保護が十分でなければ、模倣された安価なモノ・サービスの氾濫を招く可能性がある。企業にとって知財保護の程度は、事業展開を決定するのに重要なファクターとなっている。

知財に関する国際的枠組みは、19世紀頃から欧州諸国が中心となり、国家間の知財関連法のハーモナイゼーションを目指して形成されていった。工業所有権に関するパリ条約や著作権に関するベルヌ条約がその代表である。その後、米国を中心とした働きかけの下、ウルグアイラウンドに初めて知財が交渉議題のひとつとして取り入れられた。この成果が、包括的な規定を擁する知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）である。TRIPSは95年に発効し、先進国は1年間、途上国は5年間の経過期間を経て履行義務が生じた。

TRIPSの最大の特徴として挙げられるのが、全加盟国間に共通する保護の最低基準の設定と、紛争解決手続きの設置である。まず、知財権全般について、パリ条約やベルヌ条約など既存の国際条約の順守を義務付け、それを超える水準の保護および権利行使手続きを整備するように規定した。この上、WTO協定の一括受諾により、統一的な紛争解決手続きが利用できるようになった点で、TRIPSは既存の知財関連条約と比較して画期的なものとなった。

TRIPS関連の紛争案件としては、これまでに28件の申立が行われている。紛争案件は2000年以前に集中しているが、これは、TRIPS発効直後には、内国民待遇・最恵国待遇といった基本原則についての先進国から途上国に対する申立や、発効後すぐに履行義務が発生した先進国

表II-12 米国FTAにおけるTRIPSプラス条項

TRIPSプラスの類型	具体例	該当するFTAの例
知財関連条約への加盟を義務付けるもの	WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約への加入を義務付け	全FTA
	植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV)への加入を義務付け	シンガポール、オーストラリア、中米、韓国
TRIPSよりも高水準の保護を求めるもの	著作権保護期間の延長(著作者の死後50年→70年)	ヨルダン以外すべて
	音や匂いの商標保護	シンガポール、チリ、オーストラリア、中米、韓国
	周知商標の保護強化	シンガポール、チリ、モロッコ、韓国
	医薬品テストデータの保護強化	シンガポール、チリ、オーストラリア、中米、韓国
TRIPSが取り扱わない分野について規定するもの	特許付与の遅延を補償するための特許保護期間の延長	シンガポール、チリ、オーストラリア、中米、韓国
	技術的保護手段の回避禁止など、技術の発展による保護の強化	米州自由貿易地域(FTAA)、NAFTA、シンガポール、チリ、韓国
	インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)に対する責任の制限	シンガポール、チリ、オーストラリア、韓国
TRIPSの認める裁量の幅を限定するもの	WTOでの検討が見送られた消尽問題について規定	FTAA、シンガポール、オーストラリア、モロッコ
	強制実施の許諾範囲の制限	シンガポール、オーストラリア
	TRIPS第27条3項で認められる、特許対象の例外を否定	NAFTA、ヨルダン、シンガポール、チリ
	米国と締結したFTA上の義務や、同FTAで加入を義務付けた条約の一部については、TRIPS上の経過措置の期限を前倒し	シンガポール

[注]「該当するFTAの例」には未発効のものも含む。FTAAは第3次案。

[資料] 米国通商代表部、日本国際知的財産保護協会などから作成。

相互間の案件が多かったためである。他方で、TRIPSの枠組み協定的性格から、近時TRIPS違反を争うケースは決して多くないのが現実である。

### ■ FTAを通じたTRIPSプラスの取り組み

WTOを補完する手段として、知財の分野でもFTAが利用されている。そもそも知財をWTOで扱うことに消極的だった途上国は、協定発効後も、知財制度そのものが大きな負担を課すものであるとの不満を持ってきた。例えば、2005年以降EUなどが、WTOの場でエンフォースメントに関する議論を行うことを提案してきたが、途上国は反対を続けている。一方の先進国は、TRIPSの成果により、多くの国で法整備が進んだことを評価しつつも、深刻さを増す模倣品・海賊版の氾濫を問題視している。多国間交渉において加盟国間の利害調整が複雑化する中、国ごとにより柔軟に交渉できるFTAで知財問題を議論する動きが強まってきた。日本、米国、EUなどの先進国が締結するFTAでは、そのほとんどに知財に関する条項が含まれている。

中でも米国は、FTAに独自の条項を積極的に盛り込み、二国間交渉の積み重ねを通じて国際規範作りを進めている。WTOの知財紛争で、米国が最も多くの申立を行っていることから、米国の知財への関心の高さがう

かがえる。

FTAにおける知財条項の内容は多岐に渡るが、このうち、TRIPSを超える保護水準を定める知財条項は、一般的にTRIPSプラスと呼ばれる。米国はFTA締結を通じて、TRIPSプラスを張りめぐらせている(表II-12)。米国のFTAの知財条項でとりわけ多く見られるのが、著作権や医薬品・テストデータの保護強化に関する規定である。前者では例えば、権利の保護期間の延長、技術的保護手段<sup>(注3)</sup>の回避禁止、著作権関連条約への加入義務などが規定されている。後者については、非開示のテストデータの保護期間を規定したり、TRIPS上特許対象外とすることができる動植物(微生物以外)などに対して、特許性を要求したりするものがみられる。その

他にも、柔軟性を持たせてあるTRIPSの条文をより制限的に解釈するTRIPSプラス条項<sup>(注4)</sup>などが存在する。背景には、知財権の保護を重視する映画・音楽産業や、医薬品産業からの強い要望があるとされている。

一方で、米国のFTAでの保護水準の引き上げは、知財保護における今後の国際的調和を阻害するとの批判もある。例えば、TRIPSでの議論が見送られた権利消尽について明記する<sup>(注5)</sup>など、多国間ベースで解決していない内容を先取りして明文化している例が見られる。具体的

(注3) デジタルコピーを防ぐコピー・コントロールや、暗号化によって視聴を制限するアクセス・コントロールなど、著作権侵害を防止するための技術的手段。

(注4) 例えばTRIPS第31条は、医薬品特許の強制実施(一定の条件の下では、権利者の許諾なしに特許使用を第三者に認められる場合がある)について規定しているが、米国・シンガポールFTAでは、強制実施の許諾範囲をTRIPSのそれよりも狭い範囲に限定している。

(注5) 権利消尽とは、権利者またはその許諾を得た者が一旦市場に流通させた物については、対価の取得をもってその物に対する権利が消滅するとする考え方である。ウルグアイラウンドでは、権利消尽が国際的にも認められ得るかどうか争点となったが、結局TRIPSはいずれの立場をもとらなかった(第6条)。

には、米国・シンガポールFTAでは、一定の条件を満たせば並行輸入を制限できる（国際的な権利消尽を認めない）ことが規定されている。

米国など第三国のFTAを通じた知財保護の強化は、日本の今後の知財戦略にも影響を及ぼす可能性がある。差別的待遇が認められる関税やサービスとは異なり、FTAにおける知財関連の合意は、TRIPS第4条（最恵国待遇）で定められた範囲で、他のWTO加盟国にも原則として同じ条件で適用される。つまり、ある国が知財に関する権利や恩恵をFTAで規定すると、日本もそれら享受できることとなる。一方で、将来的に米国、あるいは米国とFTAを締結した国が、FTA交渉の中で日本に対しても同様の高水準の保護を求めてくる可能性も否定できない。以上の意味で、米国のTRIPSプラスの動向を注視することが必要である。

日本のFTAでは、メキシコ以外のすべてのFTAで知財章を設けているが、手続きの円滑化や協力、エンフォースメントの強化など、基本的にTRIPSの条文を強化あるいは明確化したものがほとんどである。TRIPSが規定しない新規のルールを設けたり、現行制度の大幅変更を要求したりするといった、米国のFTAにあるような規定はみられない。一方、2009年2月に署名された日本・スイスFTAは、インターネット・サービス・プロバイダに対する責任の制限など、ハイレベルな規律を導入している。いわば後述のACTAの先駆となるものであり、今後のFTA知財章のモデルとなることが期待される。

#### ■複数国間ルール形成の動き

このように、TRIPSを根底として、各国がFTAを通じた知財保護の確保を目指している。こうした中、TRIPSはあくまでも最低基準を定めるにとどまり、実際の権利執行面で実効性に欠けるとの見方があった<sup>(注6)</sup>。また、模倣品・海賊版の氾濫それ自体のみならず、拡散ルート複雑化、組織化、安全性への脅威から、TRIPSやFTAだけでは世界的な被害拡散には対処しきれない状況になりつつある。

そこで、より効果的な多国間枠組みとして現在交渉が進められているのが、模倣品・海賊版拡散防止条約

(ACTA)である。日本のイニシアチブにより、2008年6月から正式交渉が開始され、2010年までの妥結を目指すこととされている。現在、知財権保護に関心の高い11カ国・地域<sup>(注7)</sup>が交渉に参加している。まずは志を同じくする国で条文を整備した上で徐々に参加国を拡大し、最終的には、今後のマルチの規律の基礎とすることを目指した動きである。

2009年4月に公表された条約の骨子案によると、同条約はTRIPSを代替するものではないが、より具体的で強固な規定を置くことを目的とする。統計データやベストプラクティスの交換、途上国に対するキャパシティビルディングなどの国際協力の推進や、水際措置・民事執行・刑事執行・デジタル環境下での保護など、権利行使のための具体的措置の強化が盛り込まれる見込みである。

### (6) 競争法の現代的課題

国際カルテルのような反競争的行為や企業合併が各国・地域の競争環境に与える影響は無視できないため、各国の競争当局は近年、取り締まりや審査を強めている。日本企業の企業活動が欧米では「反競争的」と判断され、巨額の制裁金または罰金が賦課されるケースがもはや珍しくない。日本でも2008年は後述のとおり、競争法の外国企業への適用事例が散見された。所在地（属地主義）に基づかない競争法の適用（いわゆる域外適用）は欧米では既実践されているが、日本でも国内の競争環境に実質的な影響を及ぼす外国企業の行為を積極的に独占禁止法の規律対象とする方向にある。

#### ■重要性を増す外国企業間のM&A審査

豪BHPビリトンによる英リオ・ティント買収計画（2008年11月に撤回）は、競争当局によるM&A審査への注目を高めるひとつの契機となった。

公正取引委員会は日本鉄鋼連盟などの要請を受けて、2008年7月から、同案件の独占禁止法違反被疑審査を行った。買収が独占禁止法第10条（会社の株式保有の制限）に違反し、日本の鉄鉱石およびコークス用原料炭市場における競争を実質的に制限しているとの疑いである。外国企業同士のM&Aに対して独占禁止法上の審査が行われた初めての事例である。買収撤回により審査は打ち切られたが、公正取引委員会では今後も、日本市場における競争への影響が大きなM&Aについては、外国企業同士による場合も積極的に対応する姿勢を表明している。

最近では、本合併計画のように、特に資源分野で世界貿易と日本企業の活動に大きな影響を与えるケースが多く発生しており、早急な論点集約が望まれる。

欧州委員会はBHPビリトン案件では、合併二次審査（詳細な審査）まで行い、同社に異議通知書を発した。欧

(注6) 海賊版などを刑事訴追する際の基準が緩いとして、米国が中国をWTOに提訴した案件で、2009年1月に公表されたパネル報告では、中国における刑事執行の協定不整合は認められないとして米国の主張が退けられた。

(注7) 米国、オーストラリア、カナダ、EU、日本、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、韓国、スイス。2009年6月には米国通商代表部ウェブサイトにて特設ページが設けられ、随時情報を公開している。11月には韓国で第6回関係国会合が行われる。

州委員会の意図は、合併禁止ではなく、合併後の鉄鉱石部門の企業分割を問題解消措置（M&Aにより影響を受ける競争環境を是正するためにM&A当事者が採る措置）とする条件付き承認であったとみられる。

2004年の現合併規則実施以降、EUの合併審査は規定の明確化が進み、審査の結果M&Aが承認されないケースは減少している。89年の旧合併規則下では90～2003年で18件の合併禁止があったが、2004年の現規則下では2007年までに2件にとどまり、2008年もゼロであった。一方2008年は、問題解消措置を伴う承認が一次審査、二次審査合わせて24件あり、現規則下で最も多かった。

M&A実施を検討する日本企業にとっては欧米に加え、中国のM&A審査への対応も重要である。中国では2008年8月に独占禁止法が施行され、商務部反独占局の管轄下、企業結合審査が実施されている。BHPピリトン案件では反独占局は情報提供を求めるとどまったが、その後当局の積極的な審査姿勢が目立つ。2009年4月には、三菱レイヨンによる英ルーサイト買収に対する条件付き買収承認が公表された。条件は今後5年間の中国国内での同業者の買収活動だけでなく工場の新設も禁止するという厳しい内容であった。決定に至った審査プロセスも不明確なため、日本企業に少なからぬ衝撃を与えている。

### ■ EUで進む国際カルテルの摘発

EU競争総局によるカルテル摘発の強化が目立っている。2006年の制裁金算出の新ガイドライン公表を契機に賦課される制裁金額の予測可能性が高まった半面、賦課される制裁金の金額も跳ね上がっている（上限は事業年度の連結ベースでの総売り上げの10%）（表II-13）。

2008年11月の自動車ガラスカルテルに対する制裁金は、対象4社への総額で過去最高の13億8,000万ユーロに上った。1社に対する過去最高額は、同案件で仏サンゴバンに賦課された8億9,600万ユーロである。

欧州委員会は2008年6月、カルテル事案の「和解手続き（以下、和解）」を導入した。同手続きでは、企業はカルテルの事実と関与を認めた上、欧州委員会との間で制裁金額の共通認識が達成された場合に一定の手続きの下、10%の制裁金減額が得られる。米国には、米司法省反トラスト局と対象企業間での交渉により、最終的に罰則金額を企業の合意に基づき決定する有罪答弁手続きがある。EUの「和解」は一見類似するようだが、米国の制度が金額の交渉そのものであるのに対し、「和解」はカルテル審査の途中段階で企業が欧州委員会に歩み寄ることで、10%の制裁金減額と早期妥結を得られるにすぎない。「和解」の導入は実質的には、96年に導入され2006年に現行の制度となったりニエンシー制度によってカルテル事案の増加した欧州委員会が、手続きの簡素化による事案の

表II-13 欧州委員会による日本企業へのカルテル制裁金  
(2003年～2009年6月)

(単位:1,000ユーロ)

企業名	対象製品	年	金額
ビルキントン	自動車ガラス	2008年	370,000
YKK	ファスナー	2007年	150,250
ビルキントン	建築用板ガラス	2007年	140,000
三菱電機	ガス絶縁開閉設備	2007年	118,575
旭硝子	自動車ガラス	2008年	113,500
東芝	ガス絶縁開閉設備	2007年	90,900
旭硝子	建築用板ガラス	2007年	65,000
ブリヂストン	マリンホース	2009年	58,500
日立製作所	ガス絶縁開閉設備	2007年	51,750
ソニー	放送用ビデオテープ	2007年	47,190
電気化学工業	クロロブレンゴム	2007年	47,000
ダイセル化学工業	ソルビン酸	2003年	16,600
日立マクセル	放送用ビデオテープ	2007年	14,400
富士フイルム	放送用ビデオテープ	2007年	13,200
上野製薬	ソルビン酸	2003年	12,300
日本合成化学工業	ソルビン酸	2003年	10,500
日本ゼオン	ニトリルブタジエンゴム	2008年	5,360
東ソー	クロロブレンゴム	2007年	4,800
富士電機	ガス絶縁開閉設備	2007年	3,750
藤沢薬品工業	グルコン酸ナトリウム	2004年	3,600
日本AEパワーシステムズ	ガス絶縁開閉設備	2007年	1,350

[注] ①ビルキントンは、日本板硝子が2006年に買収。

②日本AEパワーシステムズは日立製作所、富士電機、明電舎の合弁企業。

③藤沢薬品工業は現アステラス製薬。

[資料] 欧州委員会資料から作成。

迅速処理を図ったものとみられる。

リニエンシー制度は、カルテルの存在と自社の関与を企業自ら競争当局に申告し、捜査に協力する見返りとして、申告の順位や協力の程度に応じて制裁金の全免や減額、刑事訴追の免除などを受ける制度である。例えば前述の自動車ガラスカルテルでは、ある日系企業はリニエンシー申請により50%の制裁金減額を受けた。

リニエンシーは米国で78年にいち早く導入され、93年より現行の制度が運用されている。日本でも2005年の独占禁止法改正により「課徴金減免制度」が導入され、国内カルテルの摘発には効果的に活用されている。しかし、外国企業の取り締まりという点では、日本の独占禁止法には限界がある。課徴金の金額は、日本国内での売り上げに基づいて算定される。そのため、カルテル当事者に国・地域内での売り上げ実績がなくても世界市場におけるシェアなどから推定して多額の制裁金または罰金を賦課する欧米と異なり、公正取引委員会には国内に売り上げがない場合、課徴金を積算し賦課する根拠はない。

### ■ 競争法の国際的取り組みの状況

国際カルテルや多国籍企業による支配的地位の濫用は、世界の貿易に悪影響をもたらす恐れがある。そのためWTOドーハラウンドでは当初、各国の競争政策の調和などを目的に、「貿易と競争」を交渉議題に含めることを

表II-14 日本の独占禁止協定およびFTAの競争規定

	独占禁止協定			FTA										
	米国	EU	カナダ	シンガポール	メキシコ	マレーシア	チリ	タイ	インドネシア	ブルネイ	フィリピン	ASEAN	スイス	ベトナム
発効年	1999	2003	2005	2002	2005	2006	2007	2007	2008	2008	2008	2008	署名済	署名済
通報	○	○	○	△ <sup>注1</sup>	○			○	○				○	△
執行協力	○	○	○	△ <sup>注1</sup>	○			△	△				○	△
執行調整	○	○	○		○			△	△				○	△
積極礼讓	○	○	○		○								○	
紛争回避(消極礼讓)	○	○	○		○								○	
情報の秘密性	○	○	○	○	○			○	○				○	
協議	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○	△
技術協力				△	○	○		○	○		○			○
透明性				○	○	○	△	○	○		○		○	
見直し				○		○		○	○		○			

[注] ①シンガポールの「通報」、「執行協力」の各条項は、電気通信、電気およびガスの分野のみが対象。それ以外の「△」は、一般規定のみで具体的な実施内容が規定されていないもの。

②ベトナム、チリは協定本文に、基本内容のみ記述があるが、詳細は規定されていない。ブルネイ、ASEANとのFTAは競争規定自体、存在しない。それ以外のFTAでは、協定本文に基本条項があり、実施取極に手続きの詳細が規定されている。

③マレーシア、フィリピンは2008年末現在、独占禁止法が未制定。

[資料] 公正取引委員会、外務省、経済産業省資料から作成。

目指していた。しかし、WTO上の義務の増大を懸念する途上国の反対や、米国の消極的な姿勢などから、「貿易と競争」はドーハラウンドの交渉議題から除外された。

二国間や複数国間では、独占禁止協定の整備が進むなど、実務においては執行面、手続き面での当局間の協力体制作りが進んできている。国際カルテルにおいて、競争当局間が効果的に連携した事例として2007年のマリンホース（石油の海上輸送用ゴムホース）事件がある。同事件は日、米、欧の計8社による市場分割を目的とした国際カルテルである。捜査段階から日米欧の競争当局は協力体制をとり2007年5月、各当局は相互に連絡の上、一斉に立ち入り調査を実施し、摘発につながった。日本でも公正取引委員会が2008年2月に、日本企業だけでなく、欧州の4社に対しても違反行為の停止と再発の防止を内容とする排除措置命令を発動した。公正取引委員会が外国企業に対してカルテルに関する行政処分を下したのは初めてである。ただし課徴金は日本企業のみ賦課された。本件は市場分割カルテルであり、外国のカルテル当事者には日本における売り上げがなかったためである。欧米の制度と異なり、公正取引委員会の海外での執行権限の限界が明らかになった事例ともいえる。

FTAでも競争規定が盛り込まれる場合が多い。最も進んだ形態がEUと欧州自由貿易連合（EFTA）の体制であり、EU競争法の適用範囲は、スイスを除くEFTAを含めたEEA（European Economic Area）全体となっている。

日本のFTAもほとんどが競争規定を含む。FTAの競争規定は通報や協議といった当局間の基本的な協力関係が主な規定内容である。一方、独占禁止協定は、相手国

領域において行われた反競争的行為が自国に悪影響を及ぼす可能性が高い場合に、相手国当局に適切な執行活動の開始を要請できる積極礼讓や、証拠隠滅を防ぐための各国同時立ち入り調査の実施を可能とする執行調整など、より高度な当局間の協力を含む。もっとも2009年2月に締結された日本・スイスFTAは、日本の独占禁止協定とほぼ同等の高度な協力関係を含むなど、FTAを活用した競争法の協力体制整備も進展しつつある（表II-14）。

資源分野で顕著なM&Aによる巨大企業の出現、各国競争当局の積極的な対応などは、企業の国際的な活動に大きな影響を与えている。他方で、「貿易と競争」はドーハラウンドの交渉議題から除外されたこともあり、貿易に多大な影響を与える競争制限行為や、競争当局の措置と貿易ルールとの関係を議論する場は国際競争ネットワーク（ICN）における競争当局間の情報交換などに限られている。二国間や複数国間、OECDなどでの早急な論点整理と議論の開始が望まれる。

## 4. 注視求められるポスト不況のビジネス環境の変化

### (1) 世界で相次ぐ貿易制限的な措置にはWTOの強化とFTAの締結が有効

2008年9月の金融危機以降深刻度が増す世界不況は、30年代の大恐慌の再来と例えられることが多い。当時の米国の貿易制限的な措置は、欧州での保護主義の台頭を招き、大恐慌を深刻化させる要因となった。

金融危機以降、米国のバイアメリカン条項や新興国で



の一連の関税引き上げの動きなど、国内産業保護が目的ともみられるような措置の導入が相次ぎ、過去に起きたような貿易紛争の再現が懸念されている。しかし、当時の貿易環境との決定的な違いはWTOルールの存在である。つまり、金融危機以降に導入された貿易制限的措置のほとんどはWTOの各種協定の範囲内にあるとみられる。WTOルールを破れば、高度に発達したWTOの司法機能を通じて、各国からは是正要求を受けることになる。WTOは世界の保護主義的措置の動きに対して防波堤の役割を担っている。

しかし、景気後退の局面では、保護主義的な措置を求める動きが続くと考えられる。海外市場に足がかりを求める輸出大国日本にとって、貿易制度的措置による市場の喪失やサプライチェーンへの悪影響は痛手となる。日本としては各国に対するWTO順守要求に加え、WTOが進めている保護主義監視体制強化に積極的に参加していくことが重要となろう。

さらに、主要国が自由貿易のメッセージを発信し続けることが求められる。ドーハラウンドの合意は世界全体での貿易自由化を意味し、自由貿易体制維持の大きなメッセージとなる。WTO加盟国の譲許税率を全般的に引き下げ、関税引き上げの余地を狭めることなどを通じ、貿易の予見可能性を高めることにつながる。

また、二国間あるいは地域内に影響が限定されるとはいえ、FTAの締結も自由貿易を堅持するメッセージとなる。FTAは、関税引き下げなどの自由化をもたらし、関税引き上げや非関税障壁の導入などを抑える効果も強く、FTAのWTOを補完する役割が相対的に高まっている。

## (2) 2010年から本格的なFTA活用時代へ

FTAについて、日本企業が幅広く事業を展開するアジア大洋州地域では、2010年から、主要なFTAで無税化が進展する見通しである。AFTAでは、先行6カ国がASEAN域内向けの関税をほぼすべての品目で無税化することに加え、ASEAN・中国FTA、ASEAN・韓国FTAでも大半の品目で無税化される。日本がASEAN諸国と締結しているFTAでも、段階的な関税引き下げが一層進み、ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド・FTAは年内の発効が見込まれ、ASEAN・インドFTAは年内の署名が期待されている。FTAは、本格的に活用される時代となりつつあり、主要地域の域内貿易を一層進展させていくものと考えられる。

FTAの活用にあたっては、個別のFTAの内容や運用について企業に普及していくとともに、再交渉を含め、問題があれば、着実に改善していく努力が必要である。FTAは締結それ自体ではなく、企業によって活用されて

初めて意味が出てくる。

ジェットロでは、本部および海外事務所でFTAの普及、相談指導に当たるとともに、政府と共に協定で定められる「ビジネス環境整備委員会」に参加し、FTAの効果を最大化する努力を続けている。

また、日本の貿易に占めるFTAのカバレッジは15%にすぎない。今後、日本はFTA交渉を加速して、企業の競争条件を改善していくことが不可欠である。

## (3) 広がる通商分野

世界の通商面の議論は、貿易と環境、投資・サービス、政府調達、知的財産権、競争などに拡がりを見せている。国際ビジネスが多様化する中、企業が求める貿易の自由化やルールは従来のWTOの枠組みを超えるようになった。他方で、ドーハラウンドの交渉範囲が限定されたものとなっていることは、非常に残念なことである。

投資・サービス、政府調達、知的財産権など既存のWTO分野については、FTAや複数国間協定を通じて「WTOプラス」の自由化・規律化が進み、競争といったWTO枠外の分野でも協力強化などを目指す動きがみられている。WTOもドーハラウンドを早期に終結すると同時に、ポスト・ドーハで、こうした新しい課題に直ちにに取り組めるような準備を進めることが求められる。

貿易と環境では、気候変動や有害化学品といった環境問題への取り組みが国際社会での重要事項となる中、環境製品のスムーズな貿易が求められる一方、環境条約と国際貿易ルールの関係を明確にする必要性が生じている。さらに、EUでは製品環境規制が相次いで導入されており、それらは事実上の国際標準となって世界へと広がっている。企業にとっては環境ルールを投資に取り込まない限り、上手くビジネスを行えなくなる状況が形成されつつある。

世界同時不況において、各国・地域でみられている関税引き上げや輸入ライセンスの導入などによって、従来の関税や非関税障壁がクローズアップされているが、その一方で環境や知的財産権、競争など、国際ビジネスをめぐるルールは着実に変化している。世界が不況を乗り越えた先には、ビジネス環境の変化はさらに加速していく可能性がある。ビジネス活動においてはこうした動きにも目配りしていく必要があるだろう。

また、FTAや複数国間協定等を通じて、こうした新しい貿易課題についての議論、ルール作りを活発化し、来たるべきマルチの貿易ルールの基礎を作ることは今後ますます重要となる。日本としても積極的な貢献が求められるところである。